

第 4 回

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

会 議 録

開 会 平成13年7月13日(金) 午後2時30分

閉 会 平成13年7月13日(金) 午後5時55分

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

第4回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録索引(1/2)

事 件 番 号	会 議 事 件 名	頁 数
	開 会	1
	会長あいさつ	1
	顧問あいさつ	2～3
協議第21号	使用料、手数料等の取扱いについて	3～6
協議第22号	電算システム事業の取扱いについて	6～7
協議第23号	都市計画に関する取扱いについて	7～8
協議第24号	公営事業等の取扱いについて	8～22
協議第25号	第3セクターの取扱いについて	22～24
協議第26号	町立学校等の通学区域の取扱いについて	24～25
協議第27号	公の施設の取扱いについて	25～26
協議第28号	学校教育関係の取扱いについて	26～27
協議第29号	社会教育関係の取扱いについて	27～28
協議第30号	各種福祉制度の取扱いについて	28～32
協議第31号	下水道事業の取扱いについて	32～36
協議第32号	第5回合併協議会日程について	36

第4回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録索引(2/2)

事 件 番 号	会 議 事 件 名	頁 数
報告第13号	建設計画策定(事業、策定手順、アンケート実施等)について	37~38
	第4回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録署名	38
	その他	38~51
	閉 会	51

第4回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録

召集年月日	平成13年7月13日(金)					
召集の場所	広島県大柿合同庁舎 401会議室					
開会日時及び宣告	平成13年7月13日(金)午後2時30分			議長	平口 武	
会議録署名委員	竹内成明			平田昌興		
委員 出席 38名 欠席 3名	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	平口 武		委員	山中孝博	
	副会長	平木重己		委員	西中克弘	
	副会長	大津克彦		委員	竹内成明	
	副会長	谷本英一		委員	辻井知明	
	委員	道口昭信		委員	濱谷一真	
	委員	伊藤富美雄		委員	倉田政子	
	委員	才野久男		委員	丸上達三	
	委員	牛尾芳貞		委員	江口昭三	
	委員	向井 忠		委員	梅比良 修	
	委員	中下雅敏		委員	田中達美	
	委員	上松利枝		委員	平田昌興	
	委員	橘 隆信		委員	佐々木敏之	
	委員	津田紘吏		委員	浜西浩仁	
	委員	加藤軍一		委員	万治千代子	
	委員	鎌田哲彰		委員	村上浩司	
	委員	小西俊明		委員	青木早苗	
	委員	平岡 透		委員	澤 裕幸	
	委員	上空雄二		委員	上田武弘	
	委員	丸新マサエ		委員	林 岩雄	
	委員	木葉登喜夫		委員	原田繁一	
委員	川野 保					

顧問 オブザーバー	顧問氏名		出欠	オブザーバー氏名		出欠
	顧問	城戸常太	/	オブザーバー	佐原捷三	
	顧問	山田利明	/	オブザーバー	増井忠男	
	顧問	面迫幸雄	/	オブザーバー	松井晃	
	顧問	河原実俊		オブザーバー	浜岡禮三	
	顧問	安井耕造	/			
	顧問	沖井修				
	顧問	廣津忠雄	/			
合併協議会 事務局	事務局長	出口泰弘	班員	横手幸三		
	事務局次長	藤川洋一	班員	島津慎二		
	班員	平井和則	班員	前田憲浩		
	班員	土手三生	班員	猪垣英治		
	班員	峰崎竜昌				
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 顧問あいさつ
- 4 議題
 - (1) 協議事項
 - (2) 報告事項
 - (3) 会議録署名委員の指名
 - (4) その他
- 5 閉 会

会議の経過

横手班長	皆様方には、大変お忙しい中、本日の会議にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。ご案内の時刻になりましたので、ただ今より第4回「江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会」を開催させていただきます。本日の会議は、次第に沿って進行させていただきます。それでは開会にあたりまして、まず、平口会長さんにご挨拶をいただきたいと思っております。それでは、協議会会長平口武様よろしく申し上げます。
平口会長	梅雨のなかなか明けにくい昨今でございます。ご多用の中をお集まりをいただきまして、第4回の合併協議会を開催することに相成ったしだいでございます。本日は県議会議員の沖井先生、河原先生にお越しいただいているところでございます。心より御礼申し上げたいと存じます。どうぞ、真摯な議論を戦わせていただきまして、そして、それが実り多いものでありますように心よりお願い申し上げたいと存ずるしだいでございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。
横手班長	ありがとうございました。次に、顧問に就任いただいております広島県議会議員の先生方よりご挨拶を頂戴いたしたいと思っております。それでは、河原先生よろしく申し上げます。
河原顧問	ご紹介をいただきましたが、私は、安芸郡から県議会にでております河原と申します。住まいは安芸郡の坂町という町でございます。一言ご挨拶をいたします。皆様におかれましては、地域の住民の方々のご意向も代されながら、今の時代そして新しい世紀の時代に地方の自治体が基本的にどう取り組むべきか、そういう課題に向かって、いち早く大変なご苦労を重ねられまして、今日、本県におきまして町村合併の先陣を切っております。その、ご努力に対しまして、私は心から敬意を表するものでございます。私は、今日午前中にも本庁でこの問題の県におけるトップでございます。石原総室長と少し県下の状況等についてお話をしてまいりました。石原総室長はこの江能四町の皆様方のご努力とその動向に、大変大きな関心をもっておりまして、今日午後こちらへまいりましたら、是非、石原からも、よろしくということをお願いしておりました。私どもは、この江能の四町が皆様方が、来年平成14年の4月に新たな形での出発というふうにお聞きをいたしておりました。色々、大きな問題でございますから、様々な住民の方のご意見もござい

ます。そういう、目標時期もいろんな問題で多少時間を要するかとも思いますけれども、やはり、こういった大きな問題はまず時期を定めるのがその基本であるような気がいたします。すべての具体的な作業は、それから始まるといっても過言でございませんので、どうぞひとつ今後とも鋭意ご努力をたまわりまして、そしてまたその事はそれぞれ四町の町民の方々のご意向を尊重するという事は勿論でございますけれども、新しい時代に即応する地域の組織づくり、是非ともこの江能四町が本県の先陣を切って進まれますように、心からご期待を申し上げますとともに、私ども県議会におります者も、顧問という大役をおおせつかっております。これまで、私は公務で失礼をいたしておりましたが、今日は参議院の選挙よりもこちらの方が大事だということで初めてでございますが、出席をさせていただきました。皆様方のお役に少しでもたちますように県議会の場におきまして、一生懸命努力してまいる事をお誓いをいたしまして、一言ご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。本日は誠にご苦労様でございます。ありがとうございました。

横 手 班 長

大変、ありがとうございました。

引き続きまして、沖井先生に一言挨拶を頂戴いたしたいと思っております。

沖 井 顧 問

今日は第4回の江能四町合併協議会が、委員の皆様方ほとんど出席のもとに開かれておりまして、また、ただ今、温かいご支援といいましょうか、激励といいましょうか、河原先生に駆けつけていただきまして、お言葉を賜ったわけでございます。ひしひしと責任を感じるような気持ちがございます。ところで、参議院の選挙も始まりまして、聖域なき改革と小泉首相が獅子が吠えるごとく遊説に回っておりますけれども、新しい時代の幕開け、そのようなものを感じる訳でございます。ことに、地方分権なり新しい国の形を作っていく上では、昭和30年代の合併のままの町村の姿では、交通体系なり通信体系なり諸々の時代の進展と共に考えざるを得ない大課題だと、私は認識いたしております。どうぞ、今日も色々と新しい市として、どうあるべきかという、町の条例なり、法律といったものが協議される訳でございますけれども、小異を捨てて大同につくというような気持ちで、きたんのない意見交換の上で前進が図られる事を願っております。誠に委員の皆様方には大変ご苦労の多い事と存じますけれども、よろしく願い申し上げます一言ご挨拶

<p>横手班長</p>	<p>に代えさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは早速協議に入りたいと思いますが、事前に配布した資料の中で資料集の42頁に間違いがございましたので、訂正するため皆様のお手元にありますので、差し替えのほど一つお願いしたいと思います。それでは協議会規約によりまして、議長は会長が務めるという事になっていきますので、これからの議事、進行は平口会長さんをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>平口会長</p>	<p>では、恒例にしたがいまして、議事進行をさせていただきますので、よろしくご協力をいただきたいと存じます。まず、協議第21号「使用料、手数料等の取扱いについて」事務局から説明させます。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>それでは、協議第21号「使用料、手数料等の取扱いについて」ご説明いたします。協議事項1頁をお開きください。</p> <p>はじめに、今回提案しております項目以外にも保育料や下水道などの使用料がございますが、それらにつきましては、それぞれの事務事業の取扱いの中で提案してまいりますので、ご了解を賜りたいと存じます。</p> <p>まず、使用料ですが、使用料の徴収につきましては、地方自治法の規定に基づき、それぞれの町の条例又は規則でその料金の額、徴収の方法等が定められております。資料集1頁をお開きください。この表は、使用料の比較表で区分にそれぞれの施設を、現況欄に4町の状況を表示しております。備考欄には、</p> <p>印は条例、規則により使用料を定めているもの、×印は条例、規則により使用料の規定のないもので表示しています。2頁から4頁まで同じように掲載しております。4町にある公民館や集会所など、住民の利用が多く、地域に密着した施設が大半で、ほとんどの施設に使用料徴収の条例、規則があります。合併にあたりましては、この取扱いについて新市が発足する段階でその種類、金額、徴収の方法について円滑に推移できるように調整しておく必要がございます。しかしながら、四町にある各施設はその建設年次や規模、グレード、料金設定方法などもまちまちで、合併時に統一を図ることは非常に難しく、ほとんどの施設について現行のとおり引き継ぎ、移行後に調整を図るといった調整案「使用料は、当分の間、原則として現行のとおりと</p>

する。ただし、同一又は類似する施設の使用料は、可能な限り統一に努める」と提案をさせていただいております。ここでの、同一又は類似の施設としては、公民館や老人集会所、プール等が挙げられます。

次に、手数料についてご説明いたします。ここでは、窓口関係の事務手数料についてご提案いたしております。資料集の5頁から10頁をご覧ください。欄外に根拠法令を掲載してございます。地方自治法第227条では、普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができること。第228条では、手数料に関する事項は、条例で定める必要があること及び全国的に統一して定めることが必要と認められるものについては、政令で定める金額を標準として条例で定めることが規定されております。このように、住民の特定の利用行為に対する応益性に着目し、負担の公平性から徴収するものでありますから、四町ともこの規定に基づきそれぞれの条例で、その料金の額、徴収方法が定められております。合併に当たりましては、この取扱いについて新市が発足する段階で種類、金額、徴収方法等について円滑に推移できるように措置しておく必要がございます。手数料は、住民が直接負担するものでありますので、その金額や種類について「負担公平の原則」に立ち、住民に不公平感を与えないように十分配慮するとともに、行政格差を生じないように調整する必要があります。そのため、「手数料は、住民の一体性の確保を図るとともに、負担の公平性の原則を基本に、合併時に統一する」としております。四町とも、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に準拠しておることもあり同水準です。差異の主なもの、住民票や印鑑証明書の交付手数料や各種証明手数料ですが、サービスは高く、負担は低くを基本に低い方へ調整していきたいと考えております。

以上で、協議第21号「使用料、手数料等の取扱いについて」の説明をおわります。

平 口 会 長

以上でございますけれども、この案につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。

道 口 委 員

ただ今の説明の中で、使用料につきましては、それぞれの公の施設が設置年月日あるいは規模等によって、異なるのは当然だと思います。手数料について一点ほどお聞きしたいのですが、政令で指定されているのは別なのですが、例えば、税金の督促

	<p>手数料。この資料を見ますと能美三町は50円。江田島町は150円となっております。そうしますと先ほどの説明では、負担の低い方へ調整するという説明でありましたが、これは、50円に統一するというようなお考えですか。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>低い方で調整して、図ってまいりたいと考えております。</p>
<p>道 口 委 員</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>そのほか、ございませんか。 はいどうぞ。</p>
<p>辻 井 委 員</p>	<p>沖美町の辻井でございます。今の手数料の問題でございますけども、やはり手数料条例で定められております戸籍とかそういったようなものは、みな各町とも同じでございますので、いいわけですが、その他の団体事務に伴う手数料は各町ごとにまちまちになっております。例えば、能美町沖美町はほぼ同じようなものでやっておられます。あとについては、ちょっと高いというこの事ですね。やはり、この手数料を単純に低いほうに合わせますという事でいいのかどうか。例えば、沖美町の場合といたしましては、おそらく、はっきりしませんけれども、だいたい、こういう手数料等を決める場合には、いわゆる原価計算というものが基本的に必要となってくるのではなかろうか。従いまして沖美町の場合には、そういうコストの中で例えば住民登録の写し交付手数料ですか、これが200円。大柿町の場合は250円。というような差がついていますが、沖美町は妥当だろうと思います。従って、大柿町の場合は50円高いわけですが、人件費が高いのか。用紙代が高いのか。サービスがそれだけいいのかという差異があるのではなかろうかと思えます。そこらの調整は考えずに単純に低い方の町へ合わせますという事になるのでございましょうか。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>調整案で、手数料につきましては住民の一体性の確保を図るとともに公平の負担性の原則を基本に合併時に統一すると、いう事にしております。今、ご質問がありましたように、各町で若干の相違がございしますが、合併した当初は今まで基本的には、負担は低い方にサービスは高い方という事で、調整を図ってまいるといふ基本的な事は、ご確認いただいていると思えますので、その方向で調整してまいりたいと思っております。</p>

平口会長	<p>他にございませんか。 ありませんか。 それでは、協議第21号「使用料、手数料等の取扱いについて」は提案のとおりご承認いただいたものとして処理させていただきます。 次に、協議第22号「電算システム事業の取扱いについて」事務局から説明させます。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議第22号「電算システム事業の取扱いについて」ご説明いたします。協議事項の2頁をお開きください。 現在の社会情勢では、事務処理の迅速化、円滑化、正確さが求められるため、行政事務を執行するうえで電算システムは、欠くことのできない非常に重要なものとなっています。特に住民サービスに直接関係する業務については、ほとんどの業務にわたって、電算システムを導入しているのが現状でございます。資料集の11頁をお開きください。四町の電算処理の状況を掲載しております。新市になった場合、電算システムをどのように統合するかという事は、非常に大きな課題であり慎重に対応する必要がございます。また、経費についても極力抑えるように努める必要がございます。そのため、合併時当面は、暫定的措置として「既存の電算システムを有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図る」としております。そして合併後は、新システムのあり方を十分検討し、構築したいと考えておりますので「新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を図るものとする」と提案させていただきます。 以上で、協議第22号「電算システム事業の取扱いについて」の説明をおわります。</p>
平口会長	<p>ご意見、ご質問等ございましたらご発言ください。 ございませんか。 別にご発言ございませんか。</p>
委員	<p><異議なし></p>
平口会長	<p>それでは、協議第22号「電算システム事業の取扱いについて」はご提案申し上げましたとおり、ご承認いただいたものと</p>

<p>出口事務局長</p>	<p>させていただきます。</p> <p>協議第23号「都市計画に関する取扱いについて」事務局より説明させます。</p> <p>それでは、協議第23号「都市計画に関する取扱いについて」ご説明いたします。</p> <p>現在、都市計画区域を設定していますのは、江田島町と大柿町でございます。資料集13頁をご覧ください。これは、江田島都市計画区域図であります。ご覧のように江田島都市計画区域は、古鷹山の山頂部及び大須地区方面を除く江田島町全域で2,421haであります。次に14頁をお開きください。これは、江田島都市計画用途地域図であります。江田島都市計画では、用途地域を定めています。凡例により色分けをしていますように第1種中高層住宅専用地域他5地域で186haであります。次に15頁をお開きください。これは、大柿都市計画区域図であります。大柿都市計画区域は、陀峰山の南側及び飛渡瀬の能美町側の一部を除く1,303haであります。大柿都市計画区域は、全域用途地区無指定区域であります。都市計画法における区域の指定に関する基本的な考え方として、現行の2つの都市計画は、江田島町江南地区と大柿町飛渡瀬地区とで区域が接しています。都市計画区域については、2つを統合して、適正な土地利用計画と計画的な都市施設の整備を図る必要があります。したがって「都市計画区域につきましては、現行のとおり引き継ぐ」としております。また、これに伴う事務事業等についても現行のとおり新市に引き継ぎ調整を図ることといたしております。</p> <p>以上で協議第23号「都市計画に関する取扱いについて」の説明を終わります。</p>
<p>平口会長</p>	<p>ご意見、ご質問等のご発言をお願いいたします。</p> <p>はいどうぞ。</p>
<p>辻井委員</p>	<p>沖美町の辻井でございます。この用途区域でございます。江田島町におかれましては用途区域を定めておられます。大柿町の場合は用途区域の指定がされておられません。合併後は、大柿町におかれましても、江田島町と同じような用途区域を定めていかれるのでしょうか。あとの能美町、沖美町につきましては、都市計画区域を定めるほどのものでもないという事で今後は、今からの変化によってはわかりませんが、当面、都市計</p>

<p>出口事務局長</p>	<p>画区域に定める考え方は無いのか。有るのか。この2点についてお教えいただきたいと思います。</p> <p>まず、第1点目の大柿都市計画区域に用途地区を定めるかどうかとご質問でございますが、これは、当面2つの都市計画区域がありますので、新市においてはこれを一体化するということでございます。その後、新市になりまして、その用途地区、大柿の部分ですが、それを定めるかどうかということは、新市において、検討していくという事でございます。それから、もう1点。能美、沖美の都市計画がない地域でございますが、これにつきましても、新市になりまして都市計画区域の設定が必要であるかどうかという事も含めまして検討していきたいと思っております。</p>
<p>平口会長</p>	<p>何か、ご意見ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>平口会長</p>	<p>よろしゅうございますか。</p>
<p>委員</p>	<p><はい></p>
<p>平口会長</p>	<p>では、協議第23号「都市計画に関する取扱いについて」は提案申し上げましたとおりご承認いただけたものといたします。</p> <p>協議第24号「公営事業等の取扱いについて」事務局より説明させます。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>それでは、協議第24号「公営事業等の取扱いについて」ご説明いたします。協議事項の4頁をお開きください。</p> <p>公営事業等の取扱いについては、船を運航する能美町交通事業。能美海上ロッジ及びシーサイド温泉のうみを経営する国民宿舎事業。江田島町及び大柿町の土地開発公社を対象としております。まず、江能四町が島嶼部であり、産業や都市機能などの面において広島市とのつながりが強く、海上交通の利便性が地域発展に直結していることから「能美町交通事業（能美町交通局）については、江能四町で重要な海上交通手段の安定的確保の観点から、新市に引き継ぐ」と、ご提案しております。</p> <p>次に、今後、江能四町が自然度の高い海洋環境を活かし、広</p>

島都市圏におけるレジャー・レクリエーションの場としての受皿的役割を担っていくために「国民宿舎事業（能美海上ロッジ及びシーサイド温泉のうみ）については、新市に引き継ぐ」と、ご提案しております。

最後に、必要な公有地となるべき土地を、地方公共団体等に代わって先行取得することを主な任務とする土地開発公社は、現在、江田島町と大柿町にあります。「土地開発公社については、統合等を含め、合併時まで調整し、新市に引き継ぐ」とご提案しております。

なお、資料集に、ただ今、ご提案申し上げました公営事業等の会社概要をつけておりますが、ここで、財務状況等について、概略をご説明申し上げたいと思います。

地方公共団体における会計は、大別しまして一般会計と特別会計で構成されております。一般会計は、地方公共団体の基本的な経費が中心として計上されております。また、特別会計は、交通や病院、水道などの特定の事業を行う場合や、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設置されます。また、特別会計を設ける事となる公営企業については、地方財政法第6条で、「その経費は、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」と規定されており、長期借入金である企業債も、この収入をもって、返済することとなります。更に、地方公営企業法施行規則第6条では、「地方公営企業は、償却資産について、毎事業年度減価償却を行うものとする」とされており、民間企業と同様な会計処理となっております。このようなことから、主に税収で歳出をまかなう一般会計とは、経費を事業収入でまかなうこと。実際の支出を伴わない減価償却費を経費に算入すること。この2点で大きく異なっております。

それでは、資料集の18頁をお開きください。能美町交通局の会社概要についてご説明申し上げます。本社は広島市南区宇品海岸一丁目でございます。経営者は能美町長で事業開始は昭和30年4月であります。事業としてはお手元の事業のところに記述しておりますとおりでございます。下の欄の財務状況が平成12年度末時点の貸借対照表。それから損益状況が平成12年4月1日から平成13年3月31日までの損益計算書となっております。まず、財務状況の表についてご説明いたします。流動資産は、現金及び比較的短期間のうち現金化する資産をいいます。固定資産は、土地や建物など長期にわたり使用している資産をいいます。流動負債は、短期借入金など1年以内に支

払いや返済をする債務等をいいます。固定負債は、長期借入金など1年を超えて到来する債務等をいいます。次に、財務比率について、お手元に用語の説明と計算方式について、別添で本日お配りしていると思います。この説明とあわせて財務比率についてご説明させていただきます。一般に会社の経営分析のうち安全性分析を行う際、この比率として、主に負債比率、固定比率、流動比率が使われております。負債比率は、他人資本である負債と自己資本との割合を示す比率で、この比率が300%を超えるときは、企業財政が負債過多の不健全な状態であることを示します。負債比率は%で示しております。自己資本分の負債×100でございます。能美町交通局の場合を見ますと9億1,548万円分の1億676万7千円×100ということで、ここでは、11.7%ですので、極めて健全な状態といえます。固定比率は、固定資産と自己資本との割合を示す比率で、100%以上の場合は、固定資産の一部が負債によって調達されていることを示しており、財務流動性が阻害されているから、不健全な状態であることを示します。固定比率。これも%ですが、自己資本分の固定資産。この場合9億1,548万円分の8億3,968万6千円×100ということで、91.7%ですので、健全な状態といえます。次に流動比率でございますが、1年以内に現金化することのできる流動資産と、1年以内に弁済する必要のある流動負債との比率を示す比率で、特に重要な比率とされております。ちなみにアメリカにおける経験法則では、この比率が200%以上あることが望ましいとされており、わが国の現状では業種によって差がありますが、平均的にみて100から130%程度でございます。流動比率。これも%で示されますが、流動負債分の流動資産ということで、ここで見てみますと8,517万6千円分の2億81万3千円×100ということで235.8%ですので、極めて健全な状態といえます。最後に、損益状況についてご説明申し上げます。営業損益は、売上高に代表される営業収益と、売上原価、一般管理費及び減価償却費に代表される営業費用の差で、営業活動から生じる費用収益の総称でございます。ここでは7,725万3千円の損失となっております。経常損益は、受取利息などの営業外収益と、支払利息などの営業外費用の差である営業外損益を加えたものでございます。ここでは、8,395万4千円の損失となっております。なお、能美町交通局では、経常損益8,395万4千円の損失となっておりますが、実際の支出を伴わない減価償却費1億789万円が営業費用で計上された結

果でございますので、実際のキャッシュ・フローでは、2,393万6千円の収益が生ずることとなっております。なお、平成12年度末の能美町交通局職員は、管理者1名、事務職3名、船舶職員22名、合計26名でこれの経営にあっております。平成12年度の輸送実績は、旅客数98万7,423人。車両7万9,712台となっております。そのほかの会社概要を付けておりますが、先ほど、ご説明いたしました事を参考にご覧いただければと思います。

次に、資料集19頁をお開きください。能美海上ロッジの概要について、ご説明申し上げます。本社は能美町中町。経営者は能美町長であります。事業の経緯としては、能美海上ロッジが昭和42年7月にシーサイド温泉のうみは平成10年7月に営業を始めています。事業内容は能美海上ロッジが宿泊及びレストランの経営。シーサイド温泉のうみが温泉の入湯及びレストランの経営を行っております。なお、財務状況、財務比率及び損益状況について掲載しておりますのでご参照ください。平成12年度の施設利用者は宿泊者1万2,068人。休憩者9,118人。入湯者13万1,411人で能美海上ロッジが雇用了従業員18名で管理運営を行っております。

次に資料集20頁をお開きください。江田島町土地開発公社の概要についてご説明申し上げます。事務所は江田島町役場内に置き、資本金は500万円で江田島町助役が理事長であります。事業の経緯としては平成4年10月1日に設立しております。事業内容の主なものは、江田島町の要請に基づく公共用地の先行取得等であります。なお、財務状況、財務比率及び損益状況について掲載しておりますのでご参照ください。

次に資料集21頁をお開きください。大柿町土地開発公社の概要についてご説明申し上げます。事務所は大柿町役場内に置き、資本金は200万円で大柿町助役が理事長であります。事業の経緯としては昭和48年8月31日に設立しております。事業内容の主なものは、大柿町の要請に基づく公共用地の先行取得等であります。なお、財務状況、財務比率及び損益状況について掲載しておりますのでご参照ください。

以上で、協議第24号「公営事業等の取扱いについて」の説明を終わります。

平 口 会 長

ご質問、ご意見等ございましたらご発言ください。
はい、どうぞ。

中 下 委 員	<p>この財務状況とか損益状況というのが、単年度で区切ってこういった形でですと非常に分かりにくいのでバランスシート形式で。それと単年度ではどういった状況が続いているのか、分からないので、継続した3年程度のものがほしいと思うのです。それと、もう1点、能美交通事業とか土地開発公社等に関しては住民サービスのための事業であるし、それは非常にいい事だと思うのですが、国民宿舎事業というものが本当に住民サービスのものではない、都市から来る人の為のものである点を考えると公務員が経営することが本当にいい事なのかどうか。そういった点を含めて小委員会とかで結構ですから、検討をしていただけないかと思うのですが。</p>
出口事務局長	<p>第1点目の財務状況が分かりにくいということでしたが、この財務状況は、先ほどご説明いたしましたように、例えば能美町交通局の場合は平成12年の4月1日から平成13年の3月31日までのその貸借対照表と損益計算書それを抜粋したものであります。バランスシートでございます。</p>
中 下 委 員	<p>バランスシートとおっしゃられた時に、貸借対照表の方ででてくる差と損益計算書の方ででてくる差はイコールですよ。それが、どことどこが一緒なのか、これを見たら分からないのです。</p>
出口事務局長	<p>剰余金のところを言われるのではないかと思うのですが、能美町交通局の場合は剰余金が1,825万2千円となっておりますが、これは、建設改良積立金8千万5千円。それから、減債積立金130万円で次年度繰越欠損金は6,305万3千円。利益剰余金合計1,825万2千円となっております。建設改良の積立金等がございますので、実質的には経常損益としてでているのですが、そういうものを差し引きますと剰余金として1,825万2千円という数字がでているような状況でございます。</p>
中 下 委 員	<p>それでは、分かりにくいといえますと、19頁の1億4千万いくらかの分は、損益状況では3,600万いくらかしかないから、その他のマイナス分はどこからでているのかということが分からないのです。</p>
藤川事務次長	<p>私、事務局次長の藤川でございます。先ほどのご質問ですけれど貸借対照表と損益計算書と右と左。バランスシートといわれるのですが、実際、こちらの能美町交通局を見ていただきますと、</p>

縦には表示しております。上段の流動資産、固定資産、繰延資産、この部分が一般の右と左にあります左の資産の部になります。それで合計額と。それと、一般にありますのが右側の資産の部と資本の部というのを下に表示しております。そうしますと、10億とこの合計欄が合うと思います。これが貸借対照表のバランスシート左右のものを縦に書いていただけてございます。貸借対照表というのは、よくストックという言葉を使います。これは期首期末ここでいいますと、4月1日から3月31日の間の一年間の話ではなくて、一番初めの会社の創業時から、ずっと累積していったもの。これを貸借対照表とっております。それと損益状況これがでございますけれども、これが、いわゆる損益計算書から抜粋した営業損益と経常損益がどうなっているかといった状態でございます。この場合には、欄が財務状況の下にございますけれども、12年の4月1日から13年の3月31日の期。一年間。この間の差し引き。売上高から費用これを引いたものがここに上がってきているわけです。先ほどの能美海上ロッジこちらの状況でございますけれども、剰余金にマイナスが立っております。これは、累積でこういうマイナスがたまっていつている。ただ、こちらの実際の損益状況。これを見ますと、単年度当りですねこの経常損益でマイナスが立っておりますけれども、先ほどご説明申し上げたとおり、減価償却費というのは実際の現金の支出が伴わないものです。実際の場合にはこの減価償却費、下に書いておりますけれども、その差し引き、これが、実際の会社経営上3月31日というのを期でやっていますから、翌日に現金がすぐこれだけ使える訳です。それが、剰余金の累損がでた場合には、その返済なり、色々なものに充てられるということになっております。以上でございます。

中 下 委 員

くどくど言いたくないのですが、減価償却費というのは、一番初めにお金を出しているから、それを一括経費で認めないから何年かの、例えば建物だと35年とか40年とかで均等割りで経費で落とささいというのが減価償却費であって、現金の動きを伴わない、現金というのは一番初めに動いているのではないですか。普通だとそれで足りないから銀行から借りているだけで、それをコストで無いというのはおかしいと思います。あまり、こんな事でごとごとあまり言いたくないのですが。それと、何期か通しで見せてもらわないと分からないです。

澤 委 員

今、色々とおっしゃっているのですが、ここでやっているのは、

	<p>公営事業というのを新市に引き継ぐということで、財務を調査しているわけではありませんが、引き継ぐのをこれでいいのかどうかということだけを考えていけばいいのではないかと思います。</p>
平 口 会 長	はい、どうぞ。
青 木 委 員	<p>財務を確かにいう必要はないのですが、今度、関係してくる一番後の都市計画案というものが、あると思うのですが。それにおおいに関係してくるのではないかと思います。それで、その時に考える資料であると思うのです。それを作るときのたたき台として、きちっと皆さんの前に提示をし、この企業がこれから江能四町が合併し、行っていく上で、有用な事業であるかどうかをこの協議会できちっとして、皆さんに、新市の建設計画案の方に盛り込んでいく必要がある。どのような形態で盛り込んでいくかということが大切だと思うのです。その為には、きちっとしたお金の流れというものをしておく必要が、これが今ずっと赤字なのか黒字なのか。そして、誰が見ても分かる家計簿式な。町民の皆さんに分かってもらうためには、家計簿式でいいわけですから、家計簿式でいいから分かっていたいで、そして、これは、どんどんやっていって、もっと広げていく事業なのか、それともこれはもっと工夫していく余地のある事業なのかを、この建設計画の上に反映させていく必要があると思います。その意味で、きちっとさせていただいたら、ありがたいのではないかと。他の町の方が一番理解はしやすいのではないかと。能美町の方は、皆さんよくご存知ですが、他の町の方はご存知ではないのかと思うので、そうして、皆さんに納得していただくのが、一番よろしいかと思うのですがいかがでしょうか。</p>
道 口 委 員	<p>今のことの関連なのですが、先般、財務と債務は新市に受け継ぐということは確認している訳です。ただし、我々が知りたいのは、こうして協議会の委員の一人としてでている以上、公営企業の状況がどのようになっているかということは、知らないうちということになると、町民に対して申し訳ないのです。従いまして、受け継ぐということは分かっておりますけれど、その状況を知りたい。こういう事なのです。以上です。</p>
平 口 会 長	お諮りいたしたいと存じます。大変、企業会計が難しいのでなかなか、ご理解を得にくいだろうと思いますし、また、今おっし

	<p>やったように、家計簿方式に簡単に出来ないむきもございます。それで、どうぞごめいしょうか、事務局の方に決算書を取り寄せておりますので、この会が終わりました後、ご自由にといいますとご幣がありますけれども、ご不審の向きはご覧をいただくということで、いかがでございしょうか。</p> <p>はいどうぞ。</p>
才野委員	委員全員に配布していただきたいと思いますが。コピーして。
平口会長	それは、先ほどお話があった貸借対照表と損益計算書でよろしいわけですか。
才野委員	はい。
大津副会長	個々の部分をみな点検していくというとなると、大変なことになる。
平口会長	だから、一番上の表の部分はない。
大津副会長	それは、決算書がありますから。こういう、具体的に物事をみな詮索してから、お互いが勉強していくことになりまして、この合併の色々なこれからの協議の中で、各町各町で色々特色を持って色々な町づくりを進めている中で、たまたま、12年のこの表が企業会計でなかなか、一般会計と違って判断しにくい場面がありますが、それを具体論まで入ってくるということになると、お互いそこらはどうですか。
西中委員	議長、休憩を提案します。
平口会長	はい、しばらく休憩いたします。
	<休憩 10分>
平口会長	<p>休憩を終わります。</p> <p>会議を再開いたします。</p> <p>先ほど、申し上げましたように決算書を用意して、係が別室に控えているそうでございしますので、ご不審の向きはそこでお聞きをいただきたいと思ひます。なお、資料をコピーしてほしいと言われるのですけれど、それは、全員にコピーしてくれと言われる</p>

のでしょうか。才野さんだけでしょうか。希望される方おられますか。その方には、お渡しするようにいたします。なお、どなたかが、澤委員でしたかおっしゃたように、この会はそれぞれ四町の実体は知らなければいけないけれども、出来るだけ前向きな姿勢でこれを論じていただきませんか、最後には、感情だけが残るような結果になったのではいけないので、ちょっと言い過ぎかもわかりませんが、一つその辺りは十二分な配慮をして、引き継ぐべきなのか、引き継がないのかというところに論点を置いていただいて、資料の詳細については、また、建設計画の策定の時点でも十二分にご審議ができるのではないかと、このようにも考えるわけでございます。細かく言いますと、特別会計等におきましても、この公営企業会計ではありませんけれども、特別会計で同じようなこれに類した事業をやっている町もあるわけでございます。それらも、全部吐きだすかあるいは、起債ではないけれども、債務負担行為で計上されているものは、何なのかそういったところまで皆がつつき出したのでは、足の引っ張り合いをするような会になるのではないかと思いますので、そこらは、十二分に一つご配慮をいただきたいとこのようにお願いをいたしたいと存じます。

はい、どうぞ。

西 中 委 員

沖美町の西中でございます。私も、今の会長のようなお話をしようと思っていたのですが、先陣を取られましたものですから、お話が出来ないのですが、先ほどから私もずっとお話を聞かせていただきまして、各委員さんも一つ協力をしていただかなければいけないというのは、やはり、今、会長さんが言われたように、この公営事業の取扱いについて、皆さん方はどのようにお考えになっておられるか、これを引き継ぐか引き継がないかということ、皆さん方に、ここで問いかけている。これを、ここの資産が高い安いというところまで話をするのなら、やはり、その資料もやっていかなければいけないです。しかし、今、ここで決めることはそういう事を決めるというのではなく、例え、大赤字であっても現在四町が合併する時には、これを引き継がなければいけないかどうか、要するに引き継ぎません、引き継ぎますと、このような論議をしないと、やはり、今のようにここが高いじゃないか、安いじゃないか。ここの自治体が損をしているではないかという問題だったら問題の進め方というのがあるのですが、しかし、ここの問題に対しては、そういう問題を言っているのではなく、あくまでも、四町となったら一つこれを引き継ぎましょう、

	<p>それで、問題があったら新市において、その時に考えましょうというふうにお話をしているのではないのかと、私は、執行部の方は問いかけているのではないかと思うわけです。そういう面で執行部の方も、今、会長さんが言っていただけましたけれど、そこらのところは、質問と違うところははっきり、質問を迷わずに、そういう事ではございませんというふうなことで、はっきりしないと、今、こういう、単純なことで、あれこれ言っていたのでは、まだまだ今から核心に入った時には、まだ、大変な事になるのが、私は、この四町の合併の根本ではないかと思うのです。そういう面では、ここにいる委員さん自体もここに提示している問題をどのように考えておられる、そういう事をお考えになられて、そこまでの、深い意味を得か損かというところまで考えずに、やはり、文書に沿った物事をやっていただけなければいけないと私は思うのですが、それに対して、き然たる執行部のほうも考えをはっきりしたことで、文書の方の言葉に沿った質問、また沿った言い方をしてくれなければ、物事が前に進まないという可能性が大ですから、そこらをお願いいたしたいと。また、委員さんもそこらのところをよくお考えになられて、やはり、いい議会を進めていかれる事が一番いいのではなからうかと思えます。また、ここにお集まりになっておられる委員さん自体も、皆それだけの学識と地位を持っておられる人です。その点は十二分にお考えになられて、質問をしていただければと思います。勝手な事を言って申し訳ないのですが、執行部の方も、それに対応してもらいますようよろしくお願いいたします。以上。</p>
平 口 会 長	<p>ありがとうございました。 どうぞ。</p>
才 野 委 員	<p>西中委員、議長さんにお言葉を返すようですが、これは、始めに新市に引き継ぐという事は、先ほどうちの議長も申しましたように、引き継ぐという事は間違いのない訳なのです。やはり、内容をそれだけ知りたいという熱意でございますので、一つそこを、ご理解いただきたいと思えます。以上です。</p>
平 口 会 長	<p>はい、どうぞ。</p>
田 中 委 員	<p>先ほどから、企業の財務内容について盛んに議論されているのですが、才野委員さんのように、これは、いいことも悪いことも、含めて新市に引き継ぐのだという大前提で話をされている訳で、</p>

私も民間の企業なのですけれど、この財務内容では、確かに何も分かりません。というのは、分からないというのは、能美海上ロジの固定資産が7億7千万円もあるのです。昭和42年に会社を設立しているのですが、多分、これはロジの前の土地等を昭和42年に買った簿価をそのままの評価で、例えばこの数字がでているのではないかと思うのです。だから、実際に今の評価がいくらになるのかというのを、例えば、船の場合は今船を売るといくらになるというような形で、ただ償却とかそういうことだけではなく、いわゆる、不良債権が問題になっているのですが、そういう、土地が現実には借金がこれだけあるけれど、どれだけ売れるかということ、きちとしない限り、この場でいくら話をして、絶対に分からないと思うのです。大前提は合併をして市に引き継ぐ事、の了解をさせていただいている訳なので、後日、例えば土地がいくらあるとかという詳しい資料を、皆さんにお渡しするということで、今日はこの事だけ議論をしていると、とても最後まで進みませんので、できたら、もっと詳しい資料を付けるという事で、了解していただければ良いのではないかと思います。土地など相当の含み資産があると私は感じている訳なのですが、そこらで、この件につきましては、議論を終わっていただければと思うのですが。

平 口 会 長

ありがとうございました。資料の欲しい方が7名いらっしゃったようでございます。それから、同じく江田島町で質問された方もおられますので、この方々には後ほど別室で決算書をご覧いただくと同時に町長の方から説明をするそうでございますので、居残っていただきたいとこのように存じます。

以上で、今まで西中委員さん田中委員さん等のお話もございました。そうした事で、この協議第24号は
はい、どうぞ。

辻 井 委 員

沖美町の辻井でございます。先ほどのこれに関係ない議事の運営について、色々とおっしゃいました。それは誠によろしい事で、当然のことだと思います。しかし、内容が分からずに、ここの議題だけを読んで、それでよろしいという訳にはいかないのではないかと思います。そこで、江田島町、大柿町に土地開発公社があります。これは、根拠はどこからきているのでしょうか。地方公社か民法34条の公社かどちらでございますか。

平 口 会 長

公有地の拡大に関する法律に基づくものだと思います。

辻井委員	<p>そうですか。これは、主に土地の先行取得だと理解してよろしゅうございますか。</p>
平口会長	<p>一口に言いますとそういう事です。</p>
辻井委員	<p>この土地の先行取得を今まで町が事業をする場合に、町としてすぐに土地が購入できないので、先行して土地開発公社が取得しておいて、町の必要な土地を公社が提供するという形が、素人なりに言ったらそういう事ですよね。そこで、この負債比率、固定比率、先ほどご説明がありました流動比率がでございます。非常にこれは、例えば、最初20頁にあるものにしたら負債比率が7,958.2%ということでございます。それと21頁の場合は、負債比率が16,632.6%。固定比率が12,055.6%。流動比率が3,055,075%ということでございます。こちらのご説明ができますか。また、こんな事を言いますとそんなことは聞くなという事があるかもわかりませんが、やはり、公社といういわゆる町の外郭団体でございますよね。その説明をちょっとしてもらえませんか。</p>
平口会長	<p>濱岡助役</p>
濱岡オブザーバー	<p>大柿町の開発公社の理事長をしております助役の濱岡でございますが、ご質問にお答えをさせていただきます。まず、設立の根拠は先ほど会長が申し上げましたように、公有地拡大に関する法律に基づいて町が全額出資して知事の認可を得たいいわゆる公法人でございます。ご指摘のような比率の問題につきましては、ご案内とは思いますが、これは、町が公社に対してこれこれをこうするために先行取得をしてくれという要請に基づいたものでありまして、資本金は、大柿町の場合は設立が古いですから、200万円となっておりますけれども、江田島町さんは新しいですから、基準に基づいて500万円ということでありまして、普通の会社とは成り立ちが違っております。購入の資金につきましても原則、これは金融機関から借りております。すべてではございませんけれども、町の設立母体から借り入れをして行っている。そういう実態もでございます。そうしたことで、この指標につきましては、先ほどの公営企業法適用の関係の比率と比較すること事態が無理な話ではないのかと思っておりますが、公社だけのそうしたものがございませんので、このような形でださしてもらっ</p>

	<p>ているという事でありまして、このようになっております。ですから、300を超えるとかというのは、公社にはちょっと当てはまらにくいうのが、本当のところでございます。それと、これは当然の事として、町の要請に基づいた取得でありますので、必ず町がそれを引き継ぐという形となっております、ここを見ていただければ分かりますように、それなりの決算状況で推移をしております。以上です。</p>
<p>辻 井 委 員</p>	<p>町が必要とする公共事業用地を先行取得しているということですが、いわゆる、現在、公社としてそういった要請に基づく公社が、今、保有しているもの相当あるわけだと思います。町の事業が進まないという面もあるのかも分かりませんが、そこらが良く分からないのですけれども、そういうような、保有して、いわゆる遊休地のような形になったものが、相当あるのでしょうか。ないのでしょうか。</p>
<p>濱岡オブザーバー</p>	<p>大柿町の土地開発公社の事について申し上げますと、ご指摘の土地につきましては、先行取得した土地が現在82,000㎡あります。これは、ほとんど74,000㎡あまりが、運動公園の第2期の用地を先行取得しているところでございます。それから、あとの公共用地につきましては、当初の公共用の目的が色々な地元の理解等の関係で方向転換をしたというようなものもございまして、この部分につきましては、用途が明らかになっております。ここにあげておりますのは、決算の時点のものでありますので、只今、申し上げたような事で、いわゆる塩漬けという土地は、ここにはありません。</p>
<p>辻 井 委 員</p>	<p>それで今後、こういう土地開発公社というものをにおいて、合併して、設置しておくという必要があるのかないのか。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>鎌 田 委 員</p>	<p>能美町の鎌田といいます。質問されていることがどのような意味合いでされているのかどうか分からないのですけれども、この協議会は、あくまでも皆さん言われているように、借金も財産も引き継ぐという形で、この会合をもたれているのです。その中で、細かい土地公社がどうか、能美町のロッジが赤字じゃないか、これは引き継がないと合併にならないのです。ですから、細かいところを、あれは赤字はどうなっている。これはどうなっ</p>

ていることを果たして、皆がいったいいい方向に行くわけがないと思います。それは、専門の幹事会であるとか、そういったところで中味を十分協議してもらって、我々は捨てるわけにはいかないのだから、赤字ですからやめましょう。捨てましょうという訳にはいかないのです。今、出てきた公社そのものも今後、新市の計画を考えると、どうすればいいかを考えればいいということで、この場で、全部質問の形で挙げますと、企業会計であるとか、土地開発公社等でしていますけれど、今後、核心にふれた何々町は借金がいくらあるのだ。逆に財産はいくらあるのだと。それをはっきりしても、何の役にも立たないです。要するに一つのものになろうとしているわけですから。例え借金があるうがなかりうが、財産があるうがなかりうが、一つのものにしようとしているのですから、今まであったものは仕方ないと思います。それをこれはあれはとやめるのかやめないのか。この前の納税貯蓄組合の事も一緒ですけれども、今後考えれば、いい事でも、今赤字でもやめる訳にはいかないのです。どうも、質問が私には理解できないのですが。その辺を運営のほうではっきりとまとめてもらわないと、まだまだもめると思いますけれどもいかがでしょうか。

平 口 会 長

どうも、ありがとうございます。

鎌 田 委 員

付け加えますけれども、実際に例えばロッジであるとか交通局の数字を見たら分かる人は、完全に全部が赤字ではないのです。それを全部言っているのに、また、この赤字は何かとか言うの意味がないで、ある面で見たら、赤字かも分かりませんが、たとえ赤字でも引き継がないといけない訳ですから、それを、今この赤字はどうして出来たのかと言われても仕方がないのです。

辻 井 委 員

ここの項目だけで、いいか悪いかということもいいでしょう。しかし、それであれば、ここに出す必要はないのです。やめればいいのです。それと、幹事会で煮詰めてやればいいということ。幹事会はこの協議会の幹事会であるので、幹事会が練りに練ってここに出してきて、そして、協議会に諮っているのではないですか。そうしますと、幹事会の方もしっかりしてくれないといけないという事です。だから、事務局が答弁ができないとした場合には、幹事会でどのような練り方をして提案されたのかということにも係ってきます。幹事会は幹事会。協議会は協議会。というのではなく流れがある訳ですから、そういうことを認識しておかないと。

平口会長	<p>議事の進行をしたいと思います。江田島町の助役さんのほうから土地開発公社の説明をしてください。土地開発公社の関係を説明してください。</p> <p>江田島町の土地開発公社の概況をご報告します。</p>
平木副会長	<p>私のほうから、江田島町の公社の現在保有している土地です。ご質問があったから答えます。今、会長さんの方から江田島の説明をしてくださいとおっしゃったから、少しだけ説明します。ここに載っています約4億の保有している流動財産の公有地というカテゴリの中で示しておりますが、その内訳は、大須というところに、これから公園にしようと思っているところを約3,000㎡持っています。この金額は1億7,352万円。次に山田という集落がありますが、山田の集落の真ん中を通る幹線町道を計画しています。その必要な土地を先行取得しています。これが約1,166㎡。金額にして6,400万円余りです。それから、最後に切串という所に公園の敷地を先行取得しています。2,766㎡。金額にして1億6,780万円。この合計をお示しております。以上です。</p>
平口会長	<p>先ほどから、私のほうからお願いを申し上げましたように、どうぞスムーズな形で審議をお願い申し上げたいと存じます。</p> <p>協議第24号は「公営企業等の取り扱いについて」でございますが、ご提案申し上げたように原案どおりでよろしゅうございますか。</p>
委員	<p><異議なし></p>
平口会長	<p>では、そのようにさせていただきます。大変、司会が混乱いたしましたして、申し訳ございません。</p> <p>次に協議第25号「第三セクターの取扱い」について、事務局より説明させます。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議第25号「第三セクターの取扱いについて」ご説明いたします。協議事項の5頁をお開きください。</p> <p>第三セクターの取扱いについては、能美バスを経営する能美バス株式会社、サンビーチ沖美を経営する有限会社おきみウエストマリン及び沖野島マリーナを経営する沖野島マリーナ株式会社を対象としております。資料集の22頁をお開き下さい。</p>

能美バス株式会社の概要についてご説明申し上げます。本社は能美町中町で資本金4,000万円。能美町長が代表取締役社長でございます。会社の設立は昭和62年12月。昭和63年4月から営業を始めております。事業内容は、路線バス、貸し切りバス等の運行等でございます。なお、財務状況、財務比率及び損益状況について掲載しておりますのでご参照いただきたいと思います。備考欄に掲載しておりますのは平成11年度第13期赤字補填のため廃止路線代替バス、県・町補助金等、約3,833万円を助成しております。新市に引き継ぐ出資金は資本金4,000万円。800株のうち能美町180株。沖美町180株。大柿町140株。江田島町40株。能美町交通局40株合わせた580株。2,900万円であります。これは、発行株式の72.5%になります。なお、平成11年度第13期の輸送実績は、88,294人。走行距離数は33万kmとなっております。

次に資料集23頁をお開き下さい。有限会社沖美ウエストマリンの概要についてご説明いたします。本社は沖美町是長で資本金300万円。代表取締役社長藤岡克介氏でございます。事業の経緯といたしましては、平成7年11月会社設立。平成8年6月に営業を始めております。事業内容はサンビーチ沖美の経営等でございます。なお、財務状況、財務比率及び損益状況について掲載しておりますのでご参照ください。新市に引き継ぐ出資金は資本金300万円。60口のうち沖美町の出資分32口。160万円であります。

次に資料集24頁をお開き下さい。沖野島マリーナ株式会社の概要についてご説明いたします。本社は大柿町深江。資本金6,000万円。代表取締役社長大下俊明氏でございます。事業の経緯といたしましては、平成3年4月に会社を設立し営業を始めています。事業内容はヨット、レジャーボート等の係留棧橋の管理、運営等であります。なお、財務状況、財務比率及び損益状況について掲載しておりますのでご参照ください。新市に引き継ぐ出資金は、資本金6,000万円。1200株のうち大柿町の出資分360株。1,800万円であります。これは、発行株数の30%となっております。

中山間地域における乗合バス路線の廃止や乗合バスの需給調整規制の廃止など、生活交通確保対策が重要となっている状況から、「能美バス株式会社については、江能4町の住民の生活交通手段の確保の観点から、出資について新市に引き継ぐ」と提案しております。

	<p>また、江能4町が、自然度の高い海洋環境を活かし、広島都市圏におけるレジャー・レクリエーションの場としての役割を担っていくために、「有限会社おきみウエストマリン及び沖野島マリーナ株式会社については、出資について新市に引き継ぐ」と、ご提案しております。</p> <p>以上で協議第25号「第三セクターの取扱いについて」の説明を終わります。</p>
平口会長	<p>以上で説明を終わります。ご意見ご質問等ございましたら、ご発言ください。</p>
委員	<p><異議なし></p>
平口会長	<p>よろしゅうございますか。</p>
委員	<p><はい></p>
平口会長	<p>ご意見が無いようでございますので、協議第25号「第三セクターの取扱いについて」は、ご提案のとおり承認されたものとして、決したいと存じます。</p> <p>協議第26号「町立学校等の通学区域の取扱いについて」事務局より説明させます。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議第26号「町立学校等の通学区域の取扱いについて」をご説明いたします。</p> <p>協議事項6頁及び資料集の25頁をお開き下さい。各小中学校及び幼稚園の通学区域を示してございます。現在、通学区域は学校教育法施行令第5条第2項に基づき、それぞれの学校ごとに四町で規則等により定められております。これら区域の設定には法令上の定めはございませんので、道路や河川の地理的状况と合わせまして、地域社会がつくられてまいりました長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、教育委員会の判断により設定されております。しかしながら、特に近年「心の教育の充実」が大きな課題となっており、学校・家庭・地域社会の連携を充実強化することが求められておりますので、学校と地域との繋がりはますます重要となっております。したがって、今回四町が合併した場合、例えば江南と飛渡瀬地域におきまして通学区域の検討の必要性が感じられる訳でございますが、保護者や地域の方々のご理解とご協力</p>

	<p>を得ずに、単純に地理的条件だけで通学区域の変更を行えば、混乱と不安を招く恐れが多分でございます。このため調整内容は「小中学校及び幼稚園の通学区域については、当面、現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う」とさせていただきます。新市におきまして、保護者や地域の方々のご理解とご協力を得ながら、通学区域の取扱いの検討をさせていただきますと存じます。</p> <p>以上で、協議第26号「町立学校等の通学区域の取扱いについて」の説明を終わります。</p>
平口会長	<p>ご質問、ご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。</p>
委員	<p><はい></p>
平口会長	<p>では、協議第26号「町立学校等の通学区域の取扱いについて」は原案のとおり、決してまいりたいと存じます。</p> <p>次に、協議第27号「公の施設の取扱いについて」案を説明してください。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議第27号「公の施設の取扱いについて」、ご説明いたします。協議事項7頁をお開きください。</p> <p>公の施設につきましては、第2回合併協議会において協定項目「財産及び債務の取扱い」の中で、「4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ」という事のご確認をいただいたところでございます。したがって、合併に際しましては、4町が設置しております公の施設につきましては、引き続き、新市の施設として設置していくこととなりますが、今回は、この公の施設の管理・運営面でのご提案でございます。</p> <p>資料集の26頁から27頁に、四町の公の施設の概略及び箇所数を提示させていただいております。ご覧のとおり、役場本庁舎をはじめ、消防関係、農林水産あるいは教育関係と、幅広く公の施設は設置されております。これらにつきましては、住民サービスの向上、あるいは住民ニーズに対応すべく設置されたものであり、目的をもって設置されたものでございます。当然のごとく、施設が設置された時点で、その設置目的を達成するため、条例等におきまして管理・運営面等を定めております。合併後も、その公の施設の設置目的達成のため「公の施設の管理・運営等については、原則として現行のまま新市に引き継ぐ」</p>

	<p>と提案させていただきました。なお、各施設の名称につきましては、資料集の26頁に記載の図書館を例にとりまして、名称に、いわゆる現在の町名を使用しているものにつきまして、江田島町立図書館が、何々市立図書館に名称が変わる場合もございますし、あるいは、中央公民館とかいった中央の字句を使用している施設等につきまして、市となった場合、その名称について再考する必要がありますので、「各施設の名称については、調整の必要なものは、合併時に調整する」と提案させていただきました。</p> <p>以上で協議第27号「公の施設の取扱いについて」の説明を終わります。</p>
平口会長	<p>ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言ください。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p><はい></p>
平口会長	<p>では、協議第27号「公の施設の取扱いについて」は原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>続きまして、協議第28号「学校教育関係の取扱いについて」を議題といたします。案の説明を願います。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議第28号「学校教育関係の取扱いについて」をご説明いたします。</p> <p>資料の28頁に学校教育関係の取扱いをお示ししてございます。まず、学校教育に係る補助、助成及び奨学金制度等については、これまでの経緯を考えまして、利用者に不利益が生じないよう充分配慮しながら、新市において調整のうえ実施していきたいと存じます。このため調整内容は「1 学校教育に係る補助、助成及び奨学金制度等については、新市において調整する」とさせていただきます。次に給食費につきましては、現在各町とも若干の差がございますが、同じ給食でありながら地域によって給食費に差が出た場合、住民の皆さんの不公平感を招く事になります。したがって単価につきましては統一していきたいと存じます。また、給食センターについては、配達時間の問題もございますので、当面現行どおり4センターにおきましてその業務を行いたいと存じます。このため調整内容は「2 給食費については、単価を統一する。給食センターについては、当面、現行どおりその業務を行う」とさせていただきます。</p>

	<p>学校教育事業につきましては、四町とも同じような内容で実施いたしております。今後も「ゆとり」の中で子供たちに豊かな人間性や自ら学び自ら考える力等の「生きる力」を育むことを目指して、一人一人の個性を尊重した教育を展開していきたいと存じます。このため調整内容は「3 学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする」とさせていただきます。</p> <p>以上で、協議第28号「学校教育関係の取扱いについて」の説明を終わります。</p>
平口会長	<p>説明は以上でございます。ご質問、ご意見等ございましたらご発言ください。</p> <p>ございませんか。</p>
委員	<p><ありません></p>
平口会長	<p>では、協議第28号「学校教育関係の取扱いについて」は原案のとおり決しさせていただきますと思います。</p> <p>次に、協議第29号「社会教育関係の取扱いについて」を議題といたします。案の説明を願います。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議第29号「社会教育関係の取扱いについて」をご説明いたします。</p> <p>別添の資料集29頁に社会教育関係の取扱いをお示ししてございます。社会教育法第2条の規定によりますと、社会教育とは「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動。体育及びレクリエーションの活動を含みます」と定義されております。今日、著しい社会の変化に伴う人々の多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応するためには、様々な方法により豊かな内容の学習機会を確保しますとともに、学習情報の提供等を通じて、住民の自主的な学習活動を支援・促進する役割を果たしていくことが必要でございます。お示しいたしておりますように、社会体育関係、社会教育関係、文化関係、子供会関係、公民館関係等様々な事業を実施いたしてございますが、これらはそれぞれの町にすっかり定着しているものや、地域の伝統・文化との結びつきが強いものがほとんどでございます。したがって地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しながら、取扱いを調整していくことが大切であると考えられます。このため調整内容</p>

	<p>は「社会教育事業については、引き続き学習機会、情報の提供等に努めつつ、住民サービスの低下を生じないように実施する。内容等については、新市において調整する」とさせていただきました。</p> <p>以上で、協議第29号「社会教育関係の取扱いについて」の説明を終わります。</p>
平口会長	<p>以上でございますが、質問、ご意見等ございましたらご発言ください。</p> <p>よろしゅうございますか。</p>
委員	<p><はい></p>
平口会長	<p>では、協議第29号は原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>続いて、協議第30号「各種福祉制度の取扱いについて」を議題といたします。案の説明を願います。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議第30号「各種福祉制度の取扱いについて」ご説明いたします。協議事項10頁をお開きください。</p> <p>各種福祉制度の取扱いにつきましては、第2回合併協議会において協定項目「各種事務事業の取扱い」の中で、これまでの取組の経緯を踏まえ、住民サービスの高い水準に合わせ、負担は低い方に調整するという方針で確認をいただいたところでございます。資料30頁から32頁の総括表で示しています事業、制度等につきましては、大部分のものが国又は県が定める福祉制度であります。若干の違いがございますが、4町ともに同様の制度、基準によって行われています。これら国又は県等が定める制度につきましては、現行の実施方針を基準に新市において調整し、実施するものとしています。ただ今からご説明申し上げますものは、概ね福祉制度の充実を図ることを目的に町が独自の制度・事業を定めているものや各町が単独で実施しているものでございます。大変恐れいりますが、附属資料35頁をご覧ください。35頁の「通院における旅客船運賃助成事業」この事業は、診療を目的として、船・高速艇を利用した場合、利用料金を半額補助する制度です。現在、能美町において実施されているものです。又「高齢者旅客船運賃助成事業」この事業は、75才以上の高齢者が旅客船を利用した場合、その料金を全額及び半額補助する制度です。現在、能美町・沖美町において実施されているものです。そして「身体障害者旅客船運賃</p>

助成事業」この事業は、身体障害者手帳3級以上の人等を対象に旅客船・高速艇を利用した場合に料金の一部を助成する制度です。現在、能美町において実施されているものです。これら3つの事業につきましては、新市の地域全体の均衡を考慮し、調整して新市において、新たな制度を創設するものでございます。

次に、お手元の33頁の資料にお戻り願います。保育事業の保育料金につきましては、四町に15の公立保育所がございます。その中で、四町とも保育料金に若干の相違がございます。また、保育内容及び保育時間についても町、施設間で若干の相違がございます。調整案といたしまして、負担は低い方に合わせ、サービスは高い方に調整する方針に基づきまして、江田島町の例により調整することといたします。

次に、敬老金贈呈事業でございますが、これにつきましては附属資料38頁をお開きください。四町間での支給方法及び内容について、沖美町・大柿町では75歳以上から100歳未満と100歳以上としています。江田島町では75歳以上88歳未満・88歳・99歳・100歳以上、さらに能美町では75歳以上88歳未満・88歳以上94歳未満・95歳以上・町内最高齢者・夫婦共80歳以上の方に祝い金として支給しております。支給方法・支給金額については、制度のできた経緯、目的を検討し、新市において調整に努めてまいります。

次に、高齢者活用事業でございますが、附属資料39頁をお開きください。これにつきましては、現在、江田島町の社団法人シルバ-人材センタ-と大柿町の高齢者事業団(ミニシルバ-)とで運営を実施しています。事業団体の理解を得て、事務事業の一元化を図るよう新市において調整に努めます。

次に、地域コミュニティ対策でございますが、附属資料40頁をお開きください。江田島町では区長会。能美町では部落長会。沖美町では協力委員会。大柿町では区民会とそれぞれの名称の違い、また、活動内容さらに助成金についても相違がありますので、調整内容としては、当面現行のとおり引き継ぎ、新市において調整することといたします。

その他、説明を省かせていただきました事業につきましても若干の調整は必要となってきますが、新市において調整し実施するといたします。

以上、各種福祉制度の調整にあたりましては、住民ニーズに配慮し、可能な限りサービスは高い水準に合わせる方針で提案させていただきました。

	<p>以上で、協議第30号「各種福祉制度の取扱いについて」の説明を終わります。</p>
平 口 会 長	<p>ご意見、ご質問等ございましたらご発言ください。どうぞ。はい、どうぞ。</p>
道 口 委 員	<p>敬老金の贈呈事業でございますけれど、先ほどの手数料では住民の負担が多くなるような場合は低いほうを採用するというような事になったと思いますが、敬老金の贈呈、いわゆる給付の場合、資料で見ますと江田島町が一番良いという方向になっているのですけれども、この給付の場合は、多い方で調整するという事ですか。もう一点、シルバー人材センターで、江田島町の場合は法人化していますけれど、大柿に実際あるわけですが、ここで、事業団体の理解を得てという事になりますと、それぞれの事業団体の江田島町の場合はシルバー人材センターの理解が得られなかったとすれば、現行のままでいくということで理解してよろしいのでしょうか。</p>
横 手 班 長	<p>今の件についてお答えをいたします。敬老金の事が一点ございました。給付についても、高いほうで合わすのか、低いほうで合わすのかということでございますが、事務局長の方が提案いたしたところで、できる限り給付も高いほうに合わせしていくという事で、検討したいこういう答弁でありましたので、この件につきましては、ご了承いただきたいと、このように考えます。もう一点、は高齢者事業団とシルバー人材センターとの関係がございまして、各団体のご理解を得てという事で、調整をするのかという質問であったかと思えます。これについても、現在、双方の団体に調整を行うように、調整できるように努力を重ねていまして、できる限り、調整ができるのではないかと考えています。以上です。</p>
道 口 委 員	<p>分かりました。</p>
平 口 会 長	<p>はい、どうぞ。</p>
田 中 委 員	<p>いよいよ、各種の福祉の制度の取扱いのところに入ってきたのですが、住民の方の一番最大の関心はここにあるのではないかと思います。ここに、こういう案が出たという事は、仮に船の負担等を大柿町の高齢者の場合には、そのような補助制度というのが無いのですが、各項目にわたって実際にこれを高い方にサーヒ</p>

	<p>を揃えるとなると、これだけ負担が増えるという各項目にわたって実際に事務局の方は試算をしているのでしょうか。</p>
<p>横手班長</p>	<p>あらかじめ、あるところに合わせてするというので、試算をしています。高齢者の助成ですが、これについては、私どもが推計をしてみますと、江田島町と大柿町が同じように拡充するという事になりますから2千万程度かかるのではなかろうか、増加になり合わせて3千3百万円です。このように考えています。次に、船の身障者の助成の件でございますが、これは能美町しか制度がございません。能美町の身障者の数と各町の数とをだしまして、利用率等を勘案しましてこれも試算をしました。これについては、試算額では増額が630万円程度あるようです。現在、能美町の方では140万円程度かかっています。次に通院による助成の件でございますが、これについては、能美町の12年度実績でございますが、130万円強のお金がかかっているようです。これについても、江田島町、沖美町、大柿町の人口比率等で推計をしました。その結果、580万円程度増えるのではないかと、従いまして全体で720万円程度になるのではないかと、このように推計をしています。以上です。</p>
<p>田中委員</p>	<p>試算をしているのは、今、言われたものだけですか。他も全部しているのですか。</p>
<p>横手班長</p>	<p>大きく、変わるものが、制度的に局長の方が説明をしましたが国、県の制度に則って行っているものについては、これはあまり変わりませんので、細かい数値については試算をいたしません。従いまして、大きく変わるというものについては、先ほどの船だけでございますが、およそ、増額が3千2～3百万円という推計になります。</p>
<p>平口会長</p>	<p>その他、ございませんか。 はいどうぞ。</p>
<p>浜谷委員</p>	<p>沖美町の浜谷ですが、今、ありました高齢者活用事業取扱いの件なのですが、現在、大柿町と江田島町の2団体あります。これが、新組織になった場合一元化を図るということなのですが、現在、沖美町と能美町にはこういう団体がございません。一元化していくということは、沖美町、能美町ともその団体に加入して一緒に活動できるという事の判断でよろしいのでしょうか。</p>

<p>出口事務局長</p>	<p>お答えいたします。一元化できれば、現在の各町が支所というのでしょうか、支部のような形で組織をしていったらと思っております。</p>
<p>平口会長</p>	<p>この問題は、現在、大柿町の方から能美町の方へも働きかけはしています。けれども、まだ、実現化していない状況ですので、実施していない能美町、沖美町あたりでできるといたしますと、いま申したような形でするのがベターではなからうかと、このように考えています。</p> <p>他にございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>平口会長</p>	<p>では、協議第30号は原案のとおり決定させていただきます。次に、協議第31号「下水道事業の取扱いについて」議題いたします。案の説明を願います。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>それでは、協議第31号「下水道事業の取扱いについて」ご説明いたします。協議事項の12頁をお開きください。下水道事業、農業集落排水事業を含みます。の取扱いについては、「現行のとおり引き継ぎ、新市において、住民サ・ビスの低下にならないよう次のことについて調整を図る」とさせて頂きました。それでは具体的にご説明申しあげます。資料集41頁をお開き下さい。江田島町では公共下水道、能美町の一部で特定環境保全公共下水道、沖美町の一部で農業集落排水の下水道を既に供用開始しています。また、大柿町では特定環境保全公共下水道、江田島町では農業集落排水の下水道の事業着手しています。さらに、能美町で特定環境保全公共下水道、沖美町で農業集落排水の下水道の事業の計画段階にあり、全ての町で取り組んでいます。下水道は、まちの健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、合わせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とするものでありまして、能美町では地方財政法施行令第12条で公営企業会計を採用しています。その他の町では地方財政法第6条で特別会計を設けて経理をしています。いずれの会計も一定の経費を除き、事業に伴う収入、いわゆる下水道使用料で賄うという独立採算の原則が求められています。それでは、まず、42頁の下水道分担金でございますが、江田島町では400㎡までは㎡当り500円。400㎡を超える部分については、㎡</p>

当り300円。能美町、沖美町では1戸当たり10万円となっております。これは、江田島町の方式と他の町を比較して見ますと標準的な宅地面積200㎡として勘案すれば大きな違いはございません。したがって、調整案としては2つの制度で運用することといたしております。次に使用料でございますが、使用料の対象経費は、汚水処理に要する維持管理費や地方債元利償還金等でございます。適正な使用料を設定することにより、下水道経営の健全化を図っていく必要がございますが、基本料金については、上水道の家庭用の使用料としておりますので違いがございませんので、そのまま引き継ぐこととなります。次に、水洗便所等の改造費用の助成制度でございますが、江田島町では41頁にありますように補助金制度がございます。能美町、沖美町では改造資金の利子補給制度がございます。これは、融資金額50万円でございます。現在、低金利でもありますので、住民サービスの高い方に合やす方針により、調整案として、江田島町の例により調整することといたしております。次に、小型合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、水質保全事業の実施の促進に関する法律に基づき、安全かつ生活環境の改善を図るため、江田島町、能美町で取り組んでいるところでございます。合併浄化槽設置事業補助金は、浄化槽のうち、し尿と併せて雑排水を処理する施設を設置する場合、その規模に応じて補助金を交付する制度であります。補助金額は、国、県の補助金に各町の義務補助金を加えた金額であります。補助の対象としている浄化槽の規模により江田島町と能美町とで相違がございますので、これについても住民サービスの高い方に合わせる方針により、能美町の例により新市で調整するとしております。

以上で、協議第31号「下水道事業の取扱いについて」の説明を終わります。

平 口 会 長

ご意見、ご質問等ございましたらご発言ください。
はいどうぞ。

道 口 委 員

下水道加入分担金とは、受益者負担金と解釈してよろしいですか。

横 手 班 長

受益者負担金と同じように考えております。

道 口 委 員

現行の受益者負担金の額は、先ほど説明がありましたように能

	<p>美町、江田島町、沖美町とも、能美と沖美町は同じでございますが、賦課割合が違っていきまして、江田島町の場合は面積割り。能美町、沖美町の場合は個数割で負担金を設けるという事になっています。この事は、いわゆる一国二制度だと思っております。同じ市民でありながら、賦課割合が違っているという事。いわゆる一国二制度が、現行の法律上可能かどうか、その点をお伺いしたいと思っております。</p>
横手班長	<p>一国二制度という事で、これがどうかという事があるようですが、都市基盤部会の方で調整をし、それから幹事会に諮って、あまりにも内容が違ふという事になれば、いかがなものかなという話がございます、事務局の方の説明でもあった訳ですが、標準的にみたときに約200㎡位で、江田島の方から部会をする中で、たたいたところでございますけれども、60坪程度であれば、沖美、能美と変わりはありません。200㎡×500円で10万円。江田島の方でも㎡当り500円に決めたというのは、能美町が一番最初に供用開始をしていきまして、その制度に合わせて決めたと聞いております。</p>
道口委員	<p>面積割りと個数割の相違点と申しますと、先ほど説明がありましたように面積が200㎡以下の場合は、ほとんど違わないと思っております。それを超るとかなり差が出てくるわけで、したがって、私が言いたいことは、先ほど申し上げましたように一つの市で個人の負担を求めるのが、2つの制度ができるということが法律上可能かどうかという事をお聞きしている訳です。</p>
横手班長	<p>これは、区域を条例上、公共下水道の場合㎡で定めるといふのがございまして、他の町については農集あるいは特環ということでございますから、2制度あることについては問題では無いのではないかと。2制度定められる。このように解釈いたしております。</p>
道口委員	<p>はい、わかりました。</p>
平口会長	<p>はい、どうぞ。</p>
中下委員	<p>下水道受益者負担金に関しては、電算処理をされているみたいなので、どちらかの一制度には出来ないのですか。</p>
横手班長	<p>江田島の場合ですと、固定資産税のように4期で徴収するとい</p>

	<p>う条例等もございます。そういう事がありまして、後ほど前納報奨金的なものがございまして、4年分を一括で払われるとか、あるいは3年分を払われるとか、というような事などがございまして、それも電算で処理をしているのではなからうか。そのシステム自体は双方のシステムを引き継ぎますから、そこらの問題はでてこないのではないかと、十分対応できるのではないかと。双方のシステムをこれは江田島限定、これは他の町限定というやり方をすれば可能ではないかとこのように考えています。</p>
平口会長	<p>その他、ございませんか。 はい、どうぞ。</p>
辻井委員	<p>沖美の辻井です。公共下水道、特環、農集、それぞれの根拠、法律が違うわけです。この法令の中で今のような例えば受益者負担金。敷地の面積にかかるものか、または、一桝ずつにかかる沖美町とか能美町がやっている、一桝設置する毎に10万円という事ですね。それを一つにするというのが、法的な根拠のなかで、出来るのかどうか。そう出来るだろうという、今の説明ですけれども。だろうという事で、皆さんはいいのか分からないが、そこらをはっきりとおっしゃっていただければと思います。</p>
横手班長	<p>これは、県内的な事でございます、公共下水道という事になりますと、江田島町の場合ですけれども、m^2方式で徴収したところもございますし、あるいは、県内の情勢をみてみますと事業費分担金方式で負担をお願いしたところもあるようでございまして、確信的にこうしなければならないというものは無いのですが、一般論でいえば、公共下水道についてはm^2方式の採用をしている事例がほとんどでございます。そして、同じ国土交通省の中でございまして、規模が1万人以下の特環と呼んでいます特定環境保全公共下水道と農集というのがございまして、これについて、県内の情勢をみてみますと、個別方式を採用しているのがほとんどのようでございます。したがって、能美、沖美の場合には、そういう個別方式と考えていますから、法律的にこうしなければいけないとかいうものは、はっきりないようございまして慣例的に一般論で公共下水、一万人以上の計画人口のあるものについてはm^2方式と採用しているのが、一般的だと私も調べて認識しています。</p>
道口委員	<p>一国二制度というような格好になっている訳ですが、性質は少</p>

	<p>し違いますけれども、税法上の不均一課税というのがあります。これは、特定の地域について恩恵を受ける場合は不均一に課税することもできるし、課税免除もできると法的にはっきりと認められている制度でありまして、受益者負担金の場合、法律上可能かどうかははっきり分かったら後日でもいいから教えていただきたいと思います。以上です。</p>
平 口 会 長	はい、どうぞ。
中 下 委 員	同じ事なのですが、法的に隣り合わせでも線を引かれて、著しく不利益を被っているといわれた場合に大丈夫なのですか。
平 口 会 長	<p>お諮りいたします。ただいまご質問のありました1の関係ですが、勉強させていただきたいと存じますので、この1の関係は取り下げいたします。それで、その他2、3、4についてご協議をさせていただきたいと存じます。</p> <p>よろしゅうございますか。その他の関係につきましては、よろしいですか。</p>
委 員	<はい>
平 口 会 長	<p>では、協議第31号「下水道事業の取扱いについて」は1の項を取り下げまして、その他について、原案のとおり決定させていただきたいと存じます。</p> <p>次に、協議第32号「第5回合併協議会日程について」を議題といたします。案の説明を願います。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議第32号「第5回合併協議会日程について」ご説明いたします。</p> <p>協議事項の13頁お開きください。会議の申し合わせによりますと、通常、第1木曜日となっておりますが、今回は8月6日月曜日、開催時刻につきましては、午後2時30分ということをお願い申し上げます。場所は、江田島町文化センター4階大ホールでございます。以上で、協議第32号「第5回合併協議会日程について」のご説明を終わります。</p>
平 口 会 長	協議第32号はこれによろしゅうございましょうか。
委 員	<はい>

平 口 会 長

では、また全員ご出席をいただきたいと存じます。
しばらく、続きますので、もう少しご辛抱いただきたいと存じます。
報告事項がございます。報告第13号「建設計画策定手順等について」を事務局から一括して説明をして下さい。

出口事務局長

それでは、議題目次の14頁をお開きいただきたいと思えます。報告第13号「建設計画策定手順等について」ご説明申し上げます。

前回の第3回合併協議会において、新市建設計画の策定方針について確認をいただきましたので、今後の策定手順についてご報告いたします。江能四町合併調査検討業務報告書を基本に策定を行っていくことで確認をいただいておりますので、先ずこれをベースに、次の15頁にあります目次(案)に沿って、素案の策定作業を行ってまいります。これに広島県と江能4町に事業や計画の照会を行い、それぞれの整合性を勘案しながら、素案に肉付けを行ってまいります。また、住民の皆さんの意見や意向を建設計画に反映していくため、アンケート調査を実施したいと思います。内容については、16頁をご覧くださいと思います。8月上旬に、江能四町の全世帯に調査表を郵送して実施したいと思います。調査の主な内容は、5に示しておりますように公共施設の広域利用状況、これは、江能四町、広島市、呉市でございます。合併に向けての取り組み状況、知っているか、関心は。町の現状。それから、将来の町づくり。合併への期待、効果。合併への不安、心配。将来の発展には何が必要。優先的に取り組むべき施策や施設整備。その他自由記載、意見、要望、提言等でございます。調査結果は、集計・分析し、この協議会に報告させていただきますとともに、協議会広報等を通じまして住民の皆さんにも公表していきたいと思っております。これらアンケート調査結果などを総合的に集約して、建設計画の原案を作成します。それを、本協議会に提案させていただき、皆さんに十分審議を重ねていただき、修正を加えながら最終的に新市建設計画の確認をいただき、完成という事になります。新市建設計画素案の第13号の方で新市建設計画素案の下に広島県への照会、江能四町への照会、住民アンケート調査と3本の柱がございますが、江能四町への照会、各町の事業計画の整合性等につきまして、前回の時に沖美町の長期計画の話がでましたが、そういう面につきましても江能四町への照会の中で、そういうものも各町からご照会していただきたいと思

	<p>います。以上で、新市建設計画の策定手順等についての報告を終わります。</p>
平 口 会 長	<p>報告13号は、今後の建設計画の策定についての手順、考え方等をご説明いたしました。ご質問等がございましたらご発言いただきたいと存じます。</p> <p>よろしゅうございましょうか。どうぞ。</p>
向 井 委 員	<p>今の建設計画の素案がある程度まとまり、できた時点で住民への説明会は考えておられるのでしょうか。できれば、説明会をもって欲しいと思うのですが。</p>
平 口 会 長	<p>14頁をご覧くださいますように、案ができて、そして、この合併協議会へお諮りしませんと、外に出すのは難しいと思うのですがいかがでしょうか。</p>
向 井 委 員	<p>協議会である程度決まった時点で、住民説明会を行ったら決まった事として住民へ説明するようになると思うのですが。</p>
平 口 会 長	<p>そこに、難しいところがあるわけですが。</p>
向 井 委 員	<p>今、ある事に固執するわけではないのですが、今の新しい市の案ができたり、あるいは、建設計画ができたら、もう一度住民に説明会をもってほしいとお願いします。何とか考えてください。</p>
平 口 会 長	<p>どのような形になるかは別といたしまして、ひとつ十分検討させていただきたいと思います。</p> <p>その他、ございませんか。</p> <p>別にご意見がないようでございますので、この案で進めさせていただきます。</p> <p>次に、会議録の署名委員さんの指名でございますが、第1回の時に申しあげましたように、学識経験者の委員中から順番でお願いをいたしているところでございます。この度は、沖美町の竹内委員さんと大柿町の平田委員さんに会議録署名者として、お願いを申しあげたいと思いますので、ご了解をいただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それから、第2回の合併協議会で「合併の期日について」「新市の名称について」「新市の事務所の位置について」の3項目に</p>

<p>青木委員 (小委員会委員長)</p>	<p>については、小委員会に付託されましたが6月14日に第1回の小委員会を開催いたしまして、青木早苗委員が委員長に選任されております。それでは、青木委員長から小委員会での審議状況をご報告をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告させていただきます。第2回の協議会において第6号議案、第7号議案、第8号議案、今、言われました議案について小委員会で検討することになりまして、小委員会が設置されて、その第1回目で私が委員長をお引き受けいたしました。その席で第7号議案の「新市の名称について」話し合いを行い。以下、資料がついていると思うのですが、その資料のように行なおうという事になりましたのでその資料をご覧ください。基本方針は、公募の上、小委員会で候補名を選出する。応募方法は白鳥町の場合を参考といたしました。応募資格は小学生以上ならどなたでも可能です。応募媒体は町内町外あり。町内は合併協議会広報紙応募ハガキ付きです。それとポスターを町の公共施設へ掲示していただき、掲示していただいた場所に応募ハガキ付きのチラシを置いておきます。そして、町外は合併協議会のホームページ(eメール)報道機関への広報依頼ということです。そして、応募方法としてはチラシについております応募ハガキそれと官製ハガキ、eメールの3つの方法をお願いをする。選出方法は自由記載プラス複数候補名から選択。複数候補名は今審議中です。そして、ハガキ、eメールとも一応募につき一案。一枚に一つの案を書いてほしいということです。応募期間は平成13年8月1日から平成13年8月31日の一ヶ月間といたします。応募者への記念品は抽選の上贈呈するという方法で行いたいと思います。そして、その応募で応募種類全部から小委員会で候補名を絞り込む方法としては、応募種類全部から小委員会委員が各10種類ずつ選び、その中から絞り込むという方法を行います。小委員会から、合併協議会への提案方法は小委員会で複数候補名に絞り込み、協議会へ提案し協議して決定していただきたいと思います。以上報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>平口会長</p>	<p>以上の事について、ご質問等ありましたらご発言ください。 以上のような方法で名称の募集をいたしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたしますと存じます どうぞ。</p>

西 中 委 員	<p>沖美町の西中です。これは、現在言われたように小委員会の方で進めていただいているという事でございますので、今現在この部分は報告ということで受けてよろしいのですか。このように進めます、これができるので検討してくださいというのが、再度でてくるという事ですか。このように進めていますから、皆さん了解しておいてくださいという事ですか、その点について聞かせていただければと思いますが。</p>
青 木 委 員 (小委員会委員長)	<p>このように、進めさせていただきたいという事でございます。</p>
西 中 委 員	<p>このように進めるという事は、小委員会で進めるという事で委員会でもまた検討するという事でございますね。ちがうのですか。小委員会ではこのように進めるのですが、前に出したではないですかというのではなしに、ここでこのように進めますからまた小委員会で検討してくださいというような事を言っているのかどうかということを知っているのであって、このように進めていますから、皆さん、この事について一つここで了解をしておいてくださいという言い方ですか。</p>
青 木 委 員 (小委員会委員長)	<p>そのように、了解をしておいてくださいという事です。</p>
西 中 委 員	<p>この中の事を、色々な事の検討で気に入らないことがあれば、言わなければいけない事ですか。</p>
青 木 委 員 (小委員会委員長)	<p>一応、委任という格好で受けて各町の方が出ていただきまして、相談をしました結果、それぞれ、お持ち帰りになりまして、ご相談なさって、それぞれ納得をされてこの案に一応はまとまって皆さんご承諾と解釈しております。</p>
西 中 委 員	<p>冗談じゃないです。小委員会はあくまでも、委員会の上にありますけど決定じゃないです。決定ではなく、そこで決めた一つの土台になる案を作ってください、ここに出してくれて、それで皆さんどうですかというのが、私は、ここでそのように決めつつもりですが。小委員会が決めたものは、私の言い方が悪いかもしれませんが、小委員会で決めたものが、一つ皆さん代表が物事をやっているのだから承認してくださいというのであれば、小委員会</p>

	<p>をやめてください。代表はこの皆さんです。そこらのところをよくご理解していただいて、やらないと。これで決定というのなら私は反対します。以上です。そこらあたりどのような考え方を持っておられるのか、小委員会の方にお聞きします。</p>
<p>青木委員 (小委員会委員長)</p>	<p>一番最後の決定の時点では、方法であって決定の時点では一番最後に申しあげましたように、いくらかの案が出まして、それをこの委員会で名前を決めていただきます。最後はここで決めていただきます。方法について、このように小委員会ではやったというように理解していただけたら思うのですが。</p>
<p>西中委員</p>	<p>だから、先ほどから申し上げますように報告でございますね。</p>
<p>青木委員 (小委員会委員長)</p>	<p>方法をこのようにさせていただくという、その方法にはご承諾をいただきたいと思います。</p>
<p>西中委員</p>	<p>そういうことですね。決定だと言われるものですから、小委員会の代表がものごとをやっているだから、それに対して、私達は従ってくださいというのであれば、この委員はいる必要がないと私は解釈したものですから、そうでなく、報告でまた皆さん方にこういう案もありますが、しかし、皆さん方どのような案がありますかというような判断をされるのであれば、それは、私達も報告として受けさせていただいておきますから。また、ある程度、決定がされた時には、これに対して、小委員会ではこういうようになりましたが、皆さん方はどのようでございますかという議案として出していただくのなら、これは差し支えないと思います。以上でございます。</p>
<p>平口会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>辻井委員</p>	<p>沖美町の辻井でございます。小委員会規程というのがあります。第1回目に審議しました。協議第2号でございます。その中の第2条で小委員会は協議会から付託された事項について調査又は審議するものとするという事です。決定するものとしてはないのです。したがって第7条において、委員長は小委員会における審議の経過又は結果について随時協議会の会議に報告するものとする。この趣旨からしたら、小委員会でご決定になってそれを実行されるというのは、今、西中委員がおっしゃった事ではないのかなと思います。</p>

<p>青木委員 (小委員会委員長)</p>	<p>公募方法について、やめてくれとおっしゃるわけですか。方法についてはOKという事でございましょうか。</p>
<p>西中委員</p>	<p>先ほど言いましたように、私の言い間違いかも知りませんが、各種団体から集まって決めているのですから、それを一つまとめているのだから、それは、皆さん方これには従ってくださいというような気持ちになったので、冗談じゃございません、それは違いますよと言ったので、ある程度の報告で、私もこの小委員会の理論、色々なことを聞いていますが、このように進めています。しかし、これは、報告に留めておきますよという事でしたら、これは、報告として留めておく訳です。だけど、ある程度決定しましたと言われたものですから、それは、違いますよと言ったので、報告でこれをまた皆さんと検討させていただきますと、一つの案として、小委員会案が出ましたという事であれば、私は別にどういう事はございません。しかし、決定という話が出たものですから、問題に出したという事でありまして、そこは、ひとつご理解をして下さい。これに、反対をしているそういう段階でないという事を、一応、私は理解していますから。以上でございます。</p>
<p>鎌田委員</p>	<p>要するに、小委員会に付託した訳ですから付託されたことを委員長さんから報告を受けて、それで、議長さんのほうから委員会からこういう報告がありました。これを、いかがでありますかと進めればすんなりといくのです。それを、このまま進めようとするから決定ですか、どうですかとなるわけですから、委員会が全てを決定するものではないという事を一生懸命言われているのですから、先ほどルールを言われたとおり、小委員会に付託したものを報告していただいて、その中味を、皆さんどうしますかとすれば、進めるわけです。分かりますか。</p>
<p>平口会長</p>	<p>今、そのように申し上げようかと思っていたのですが、事務局の方で報告だけで終わっていますので、本当は、今おっしゃるように小委員会の報告をもって皆さん方に、本日の合併協議会で決定をしてもらうというのが、筋であろうかと思えます。そういう手順がここで省かれているわけございまして、そこらはご了承いただきまして、このような案で小委員会では結論づけていますので本協議会で是非ご賛同いただきたいと思えますがいかがでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>

丸 上 委 員	<p>沖美町の丸上です。小委員会の委員長、座長さんが言われました。現在、複数の候補名を審議中と言われましたけれど、もし差し支えがなければ現在の審議状況、現在まで審議された経過結果をここで出していただけませんか。それで、私、個人としてその名前の決め方について、公募という事でやられることは賛成です。公募するのであれば、広く市民の方から意見を聴取すると、そして、合併に対する熱意あるいは理解を啓発するという意味もあってよい方法だと思います。しかし、一方で広く公募しながら、内部の協議会、中枢の小委員会で、ある特定の名前を同時に決めていっていると審議中という事からうかがえます。できましたら、広く募集するのであれば、白紙の状態から募集をしていただければ住民の理解も取りやすいのではないかと思います。</p>
平 口 会 長	<p>今、小委員会の案をご提案したわけで、それでご不満なら何をせんといけないのではないのでしょうか。</p>
丸 上 委 員	<p>小委員会の委員長さんに審議中だからという事ですから、審議中の経過と結果を差し支えがなければ、ここで発表していただいたらどうかと思います。付託した中味は調査と審議を付託しているわけで、今日は報告ですから差し支えない範囲で報告していただければと思います。議長それでどうでしょうか。小委員会の委員長さんにお伺いをしているのです。差し支えがなければ報告をしていただきたい。差し支えがあればよろしいです。</p>
平 口 会 長	<p>小委員会では、各町から1つずつの候補を出してもらおうという事で、持ち帰っていただくことになっております。それがまだ出ていません。</p>
田 中 委 員	<p>市の名前について、案のたたき台を作るという事について、全面的に我々委員が、小委員会の13名の委員の方に委任をしているわけなので、協調性を持って、自信を持って案を作りたいと思います。今日は、先ほど西中さんが言われたように報告だけの話なので、新しい新市の名前を決定するのは、あくまでこの法定協議会の中なので、青木委員長さんが、これは報告ですとはっきり言っていただければいいのです。ただ、アンケートの方法などについては、当然小委員会で決定していただければいいので、そのために我々は付託しているわけです。どうも、現在、このように報告しておきますと言ったら、また、個々の委員の方が中味</p>

	<p>について、白紙であるとか名前を挙げるとか言って、簡単に言えば越権行為のようになってくる。もう少し、小委員長さん方々は自信をもって、どんどん進めていってもらえればと思います。どうも、小委員会の中の意志が一つになっていないと思います。あちらこちらから色々な話が出てきて、まとまっていないような印象を受けます。私は自信をもって付託しているのだから、我々は全面的に信頼して付託をしているのですから、自信を持って進めていって欲しいと思います。</p>
平 口 会 長	<p>はい、どうぞ。</p>
上 田 委 員	<p>只今、小委員会で報告した事項について、色々意見が出ていますが、私も前回から小委員会に途中から入ってわけですが、小委員会の方に付託された事が、新市の名称の案を委託されたのか、それとも、募集の方法について委託されたのか、分からなかったのので、答弁できなかつたわけですが、聞くところによりますと新市の名称の募集について付託されているそうであります。そういうことになりましたと、小委員会で協議した案を、今度は協議会の方へ提案して、そこで決定していただいて、初めて募集できるのだらうと思います。先ほどの選出方法については広く意見を求めるために自由記載を中心にして、それと別に複数候補もいいものがあるものを、その中に入れてその中からでも選んでもらうというようにするという事で決めたわけですが、その複数の候補については、各町から1点ずつ協議して出してもらって、それを提案するようにしておりますのでご報告いたします。したがって、これが決まりますと、この協議会で審議していただいて決定をしていただくこととなります。以上です。</p>
平 口 会 長	<p>だいぶん時間が経過しましたが、いかがでございましょうか。 はい、どうぞ。</p>
平 田 委 員	<p>今、おっしゃられたように、各町から一つずつというお話をしていたが各町は、その名前をどのようにして、まとめるのかという事になるのかということになると思います。特にそうなると、それぞれの各町が名前についても、掲げるといろいろ問題がでてはこないかという気持ちが一つと。もう一つは、各町からというその委員たちは、誰で各町の代表の名前をまとめるのかという気がしますので、オープンにしたほうが、私はみやすいのではないかなという気がします。以上です。</p>

平口会長	オープンとはどのようなものですか。自由記載だけでしょうか。
西中委員	私も、平田さんの方の言うように、各町で、本当言ったら小委員会、今、報告したように小委員会に任しているのをごさいますから、小委員会がこのような報告の案を作ってくれるのが、それを小委員会がもめるから、各町にいて聞いてもらわれればというような、そのような言い方にとれるのです。しかし、そこで、ある程度、き然なものがありまして、そこで決めたものを出してもらうようにしないと各町にいて合併協議会がどうしようかという、やっていたのでは、アンケートを取る場合にどうにもなりません。そこらのところをよくお考えになられて、先程言われたように、まとめるところはまとめないようにして決めてもらわないと、各町が困ります。そのかわりに各町にアンケートを出すわけですから、その時にはその時で、アンケートというものは何をするかによっては、出すわけですから、決めることは一つに決めてもらってそれから、ここに提案してもらうような、報告はいいのです。悪いのではないです。それも、やはり、小委員会の仕事ではないのかというように、私は思います。どうですか。
平口会長	最初から申し上げますと、小委員会に付託をされて、審議をして、そして、その結果を今日ご報告して、このご報告によって次の動きに動いていいのかという事をお尋ねしているわけです。
西中委員	ですから、それをこちらから、また、その提案をしている訳です。そのような事がありますから、各町にという事で話がありましたが、そうではなく、小委員会でやってください小委員会を信じてやっているのですから。そういう一つの案というもの作ってくださいとこう言っているのです。
田中委員	名前を公募することについて委託をしているのではなくて、最終的には、新市の名前について、小委員会で仮に3つなら3つの案を挙げて、小委員会で最終的に決定して協議会へ小委員会では仮にこの名前とこの名前とこの名前が挙がったとか、小委員会では結論的にこの名前が挙がったから協議してくださいという形で、公募をするその事について、ここに諮るということではなく、それでは小委員会の存在の意味がないでしょう。各町に持って帰

	<p>って、各町に名前を一つずつだしてとって、各町の誰がそれを決めるのですか。そんな自主性のない小委員会ではなく我々は、そこまで、完全に委任をしているわけで、自信をもってやってください。最後の名前だけを決定する時だけ法定協議会に議題として出してもらえば、募集する事については全面的に任しているのですから、自信を持ってやってください。中途半端な事をして我々も困ります。皆さんが言われたように、名前は、誰が推薦するのか、各町といっても誰の事を指すのか、全然わからないです。</p>
<p>谷本副会長</p>	<p>合併協議会で、全員で協議するとなかなかまとまらないから、小委員会にある項目があればそれを付託しようと、我々、小委員会で検討したわけです。そうしましたところ、今、委員長が申し上げたように、色々な案がでたのです。最終的には各町が一つずつ選ぼうと、自由記載もいいよと。これをここに掛けて、小委員長、最初、勘違いされたのだと思います。小委員会でここに出したのです。そして、ここで練ればいいのです。いや、そうじゃないよ、私は記載でいいよ。記名式がいいよという事になると、それで終わりなのです。皆さんが決める事なのです。小委員会が決めるのではないのです。</p>
<p>田中委員</p>	<p>各町で決めるというと、また、話がいったん全部に戻って、また各町で、各町とは誰を指すのか私はよく分かりませんが、住民を指すのか議員を指すのか、町長を指すのか良く分かりませんが、各町で一つずつ案を出してくださいといったら、沖美町長さん何方を指すことですか。</p>
<p>谷本副会長</p>	<p>ひとつ各町が出してくるといって、うちの町は、議会と合併委員会とで協議して、これでいこうと持ち込みます。ここで協議するのは当たり前で、全部小委員会で責任を覆い被されると我々もよわっちゃう場合があるのです。</p>
<p>田中委員</p>	<p>そういう部分も含めて、全面的に小委員会の13人の委員さんへ、我々は、委任をしているわけなので、私が何回も言っているのですが、公募する事についての内容とか方法とかについて、全面的に小委員会に任せて、小委員会からあげてきてもらわなければいけないのは、最終的に、例えば仮にこの3つから法定協議会の中で選んで下さいとか、小委員会の中では1つに絞って決めました、これでいいですか、悪いですか、審議してくださいという事を我々はお願している訳なので、途中で、小委員会の中の意</p>

	<p>見が分かれたから、また、各町で持って帰ろうとする事になると、沖美町さんはそれでいいかも分かりませんが、仮に、大柿の場合、平田委員さんが、そんな町長さんと議員さんだけで決めてもらっては困ると言われると、収集がつかないです。そういう意味で、小委員会に委託しているのではないのですから、小委員会では最終的な案を出してください、市の名前を決める事を出してくださいと委託しているはずなので、最初の議事録を見れば分かると思うのですが、途中の経過などは全面的にお任せしている訳で、小委員会の中で意見を調整してください。</p>
平口会長	<p>色々なご意見がございますし、また、解釈も違っているようでございます。最初の話では、小委員会にそれだけの権限があるのかというような話も出たりしたりして、また、今の話では、候補の名前を出すまでを小委員会へ付託しているのだから、という事になれば、今までのご審議はおかしい事になるわけでございますので、そこらを整理しないと、皆さんの問題がまた残ろうかと思えます。</p>
田中委員	<p>小委員会の報告だけをしていただければいいのです。実際、このような審議をしていますよと。ここまで、進んでいますよという話をしていただければよいのです。それを、ずっと詰めていくと、市の名前を例えば3つに絞るなら3つに絞って、こうしたいという事を出していただければ、今度、法定協議会で、それでは、困るといようなことなると思えます。</p>
平口会長	<p>分かりました、今後そのようにいたします。</p>
鎌田委員	<p>小委員会の今の立場というものを、はっきりとルール付けをもう一度してもらえますか。そうしないと、一旦は任せたら、できて報告した、それをまた決った事と言われれば、小委員会の方ももてないと思えます。小委員会そのものが、確実なすべての事を決定することができるのであればいいがそうでない。多いから、小さい所に任せて、色々な協議をしてもらおうと、その小委員会であれば決定権はないのです。</p>
平口会長	<p>我々が常識的に考えている筋から言いますと、募集の案を作って皆さん方に審議していただいて、やれという事で、もう一度またやっていく、そして、最後に、今、田中議員がおっしゃったようにいくらかの案を作って、そして、この委員会へご提案申し上げ</p>

	<p>げると、いう形が筋であると思います。それが、田中委員さんのおっしゃるように、最初から最後までを委員会へ任しているのだよという事になるのであれば、今までの審議は、無駄だったような感じがするのです。</p>
田 中 委 員	<p>名前とか期日を議題として最終的に出していただいて、各委員さんが、その市の名前ではだめだと言ったら、ここで、否決してもとにもどる。例えば合併の期日にしてもそうです。小委員会でいつに合併をしたいという案を出していただいて、ここで、最終的な結論を出す。いつにするかという事については、全面的にそれは、小委員会へお任せしているわけですから。逐一、途中で経過報告をして、各段階、各段階でこの法定協議会の委員さんに認めてください。決定してくださいという物事は進みません。</p>
西 中 委 員	<p>よろしいですか。色々と話をしてきても、一様、報告という事とで済ましましょう。どうですか、皆さん方、報告です。</p>
津 田 委 員	<p>今、色々意見が出た訳ですが、公募するという事で小委員会へ付託されたわけです。小委員会での方法論は、このような紙に書いて渡した事が決議されたわけです。ですから、これをもって新市の募集をしてもいいですか、どうですかという事で、ここへ出してきたわけです。複数候補というのは、まだ、出ていませんが出た場合は、これで、このような方法で募集をさせていただいたらどうでしょうかということで、これを出したわけです。ですから、まだ複数候補の名前が出ていないので、これは、未完成ですからもう一回、はっきり出た時点でもう一回出してくださいと言うのなら、もう少し待って、後日また出していただく、そこで、どうするかという事を決定するという事にした方が良いでしょうか。そういう事だそうですから。</p>
平 口 会 長	<p>田中委員さんの言われるのは、また違う。田中委員さんは全部任せているのではないかという事です。</p>
道 口 委 員	<p>私は、田中委員さんと基本的に同じ考えをもっております。というのは、第2回目の合併協議会において、新市の名称について、新しい庁舎の位置について、合併の期日について、この3項目が委員会へ付託された訳です。だから、その委員会へ付託されたのだから、その内容を、例えば、合併の期日とか、庁舎の位置とかは、まだそこまで審議に入っていないけれど、新市の名称につい</p>

	<p>では、その応募方法、選出方法等を小委員会で決定して、その結果を、本日の協議会へ報告しているわけです。だから、報告して、皆さんに承認を求めるとというのが、本来の小委員会の姿ではないのでしょうか。ある程度、付託を受けているわけですから、決まった事は当然報告をしなければならないと思います。</p>
平 口 会 長	<p>時間が経過いたしておりますが、小委員会としても、最後まで全部任せと言われたのでも困るわけですが、審議の過程はそれぞれ中間報告という形でご報告をします。それで、最後の取りまとめは、小委員会でやらせていただくという事で、今日のご理解いただけますか。今日の報告は中間報告という形で、ご理解をさせていただきたいと思います。また変わりましたけれども、そういう事でご理解してください。</p>
鎌 田 委 員	<p>ただ、小委員会の形付けというものをしっかりとしておかないと、また、同じ問題がおきてきます。新市の名称は何々市とするというものを、小委員会を設置し名称決定の手法を含めて検討する。と曖昧ですけど、そういう出し方をしているもので、すべて、決定してもらう為に付託したものか、そうではなく、手段を付託したものか、それであるならば、小委員会で話された事を、この場に、また、報告をしてもらって、その後で、皆さんで協議するのであるならば、先ほどの質問も全部生きてくるのです。複数の候補からの選択とかいうのも、長にするのか、議員にするのかとかもろもろのものが出てきました。それすら決まっていな訳ですから、それを協議しようと思ったらこの場に出してもらって、色々な意見を出してもらわないといけないのですから。</p>
平 口 会 長	<p>田中委員さんの意見では、そうしていたのでは、いつまでたっても切りが付かないではないかと言われます。</p>
鎌 田 委 員	<p>それでは、小委員会にすべてを任すのであれば、他のものはいらない事になるのです。</p>
平 口 会 長	<p>主要部分について、皆さんにご報告します。それで決定をいただいて、次の方法へ入りますという形で小委員会の性格付けをしたいと思います。ですから、どうぞご理解をいただいて、ただ、小委員会だけで走るという事もいたしません。</p>
上 田 委 員	<p>皆さん方の意見を聞いておりますと、新市の候補を小委員会</p>

	<p>で決定をしてこの協議会へ提案をすればいいのか。あるいは、新市の名称の募集についての案をこの協議会へ提案すればいいのか、判断がつきにくいのですが、新市の名称の募集についてでしたら、経過報告にさせていただいて、次回決定をいたしまして、再度、この協議会へ提案をさせていただきたいと思いません。</p>
西 中 委 員	<p>上田委員さんが、おっしゃったとおりでございます。その方法で、私は、進んでいただければよいのではないかと思います。</p>
平 口 会 長	<p>先ほど、私が申し上げましたように、皆さんの信託を経て小委員会として決めていきたいと思しますので、大事な折り目節目にはご報告申し上げます。そうした形で次のステップに入っていきたいと思します。そういうことで、本日も、中間報告をしたという事で、ご理解をいただきます。今後もそういう形で進みたいと思しますので、ご理解をいただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。</p>
委 員	<p><はい></p>
平 口 会 長	<p>どうぞ、よろしく願いいたします。 よろしゅうございましょうか。 次に、合併問題講演会の開催について事務局より説明させます。</p>
出 口 事 務 局 長	<p>時間も押してきたのですが、3点だけご報告させていただきます。1点目は合併問題講演会の開催でございますが、お手元に差し上げておりますように、開催の趣旨等はそのとおりでございます。日時が平成13年8月4日土曜日午後1時30分から江田島町文化センター4階大ホールにおきまして、篠山市長瀬戸亀男氏をお迎えいたしまして、「なぜ今合併か 篠山市の取り組みから」ということで、江能四町の住民の方々を対象に講演会を開催させていただきますのでよろしく願いいたします。 次に、もう一枚お手元のほうに差し上げてありますが、当合併協議会のホームページの運用開始でございます。別紙のとおりお配りしておりますように、7月16日月曜日からホームページの運用を開始いたしますので、よろしく願いいたします。 それから、最後になりますが、参考資料として県内の市町村合併の取り組み状況について、資料をお手元に差し上げております</p>

平口会長	<p>ので、また、ご参考にしていただきたいと思います。以上でございます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事をすべて終了いたします。ありがとうございました。</p>
横手班長	<p>大変、長時間にわたりまして、ご協議をいただきましてありがとうございます。また、第5回の協議会でございますが、今日の議案でございましたが、8月6日に開催をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、第4回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>
閉会	

以上、第4回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成13年 8月 6日

委員 竹内茂明

委員 平田昌興